

森町議会全員協議会

令和7年5月21日（水曜日）

開会 午前 9時00分

閉会 午後 0時31分

（町側の議題）

1. 保健福祉子育て課・さくらの園・総務課
・社会福祉法人さわら福祉会財政支援補助金について
2. 保健福祉子育て課
・保育所整備工事の進捗状況報告について
3. 森町国民健康保険病院
・施設基準等に係る診療報酬の返還について
4. 住民生活課
・森町葬苑改修工事について
5. その他

（議会側の議題）

1. その他

○出席議員（12名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
3番 高橋邦雄君	4番 河野淳君
5番 山田誠君	6番 野口周治君
7番 斉藤優香君	8番 千葉圭一君
9番 佐々木修君	10番 加藤進君
12番 東隆一君	13番 松田兼宗君

○欠席議員（1名）

2番 河野文彦君

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
総務課長	濱野尚史君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君

保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	萩	野	友	章	君
さくらの園・園長兼 国 保 病 院 経 営 企 画 統 括 監	柏	渕		茂	君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	葛	西	十	夢	君
建 設 課 技 術 長	伊	藤	正	吾	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
国 保 病 院 総 看 護 師 長	豊	岡	裕	子	君
住 民 生 活 課 長	阿	部	泰	之	君
住 民 生 活 課 長 補 佐	渡	邊	裕	美	君
住 民 生 活 課 主 査	松	本	義	人	君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	関	孝	憲	君
議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	長 谷 川	拓	哉	君

開会 午前 9時00分

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

保健福祉子育て課、さくらの園、総務課関係の議題に入ります。社会福祉法人さくら福祉会社会福祉支援補助金についてを議題とします。

初めに、町長から発言をしたいという旨の申出がありましたので、それを許したいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） 担当課からの説明の前に私から発言させていただきます。

社会福祉法人さくら福祉会におかれましては、令和6年11月21日及び令和7年4月21日に町へ財政支援の要望がなされました。さくら福祉会からは、自力での運営ができないので、町の力でシャリテさくらを存続させてほしいとの意向が町側に伝えられており、町ではこれまで財政支援の妥当性を検討するための外部監査及び経営計画策定業務を発注し、森町にある2件の特別養護老人ホームの統合を見据えて検討を進めてまいりました。町の方針といたしましては、基本軸として令和9年度に町内の特別養護老人ホームさくらの園とシャリテさくら及びシャリテの森の統合を進めていきたいと考えております。今後詳細な統合シミュレーションを作成していき、令和7年度末に統合に向けた計画方針を正式に打ち出していきたいと考えております。

特別養護老人ホームの役割は重要です。介護度が高く、様々な理由により自宅での生活が困難な高齢者に対し、安心して自分らしく生活できる環境を提供することは地域全体の福祉政策としてなくてはならないものであり、当町においても地域にある特別養護老人ホームサービスを過不足なく安定させることは現状重要な施策の一つと考えております。経営難による突如の施設閉鎖は、入所者とそのご家族の生活環境に多大な影響を与えるとともに、地域社会全体への影響も計り知れません。さらには、介護職の担い手不足が深刻化している中で施設閉鎖は貴重な介護人材の流出を生む可能性があります。そのことは、町の介護サービス全体にとっても大きな損失です。これらの影響を回避するためにも、第10期介護保険事業計画改定年次である令和9年度までの間、特別養護老人ホームさくらの園とシャリテさくら及びシャリテの森との統合を目的とする当該法人への財政支援を実施し、シャリテさくら、シャリテの森の経営を安定させることで統合調整期間を経た両施設の入所者の実情にのっとった建設的な統合が可能となると考えております。特別養護老人ホームの統合に向けて、さくら福祉会への財政支援及び統合に向けての流れについては担当課から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（木村俊広君） それでは、萩野保健福祉子育て課参事、説明願います。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 社会福祉法人さわら福祉会財政支援補助金についてご説明いたします。

表紙をめくっていただき、1ページを御覧願います。提案理由であります、社会福祉法人さわら福祉会からの財政支援における要望を受けて、森町からの財政支援の妥当性を検証するため、当該法人における外部監査及び経営計画策定業務を行い、監査結果を踏まえ、今後さくらの園との統合に向けて、統合までの間介護難民を出さないことが必須であり、当該法人経営の継続が必要不可欠となることから、財政支援補助を行うものでございます。

財政支援額については6,800万円で、議会6月会議に予算を上程する予定でございます。

3ページを御覧願います。社会福祉法人さわら福祉会シャリテさわらの令和7年度4月から3月までの資金収支見込み一覧表の抜粋版を添付しております。

4ページから15ページまでの各月の資金収支見込額一覧を基に、各月において資金がショートする前に財政支援を行った際の資金の流れを抜粋しており、6月から3月までの各月の財政支援額の合計が6,510万となり、施設修繕など突発的に発生する経費を290万円見込んで、財政支援額の合計6,800万円として算定し、予算計上するものでございます。

なお、令和7年4月21日にさわら福祉会から要望を受けました令和7年度運営費補助要望額は8,000万円でありましたが、さわら福祉会で算定した要望額は年間での資金収支計算書において算定したものであることから、町において要望書を受理した後に令和7年度の各月のキャッシュフローの作成をさわら福祉会へ依頼しており、作成されたキャッシュフローにおいて各月で資金がショートする前に最低限施設運営できる財政支援額を算定して、各月の財政支援額を積み上げてトータルの財政支援額を算定しております。その結果、さわら福祉会からの要望額8,000万円に対してマイナス1,200万円の6,800万円が町として算定した財政支援額となります。

次に、16ページを御覧願います。令和9年度にさくらの園とシャリテさわら及びシャリテの森との統合に向けた流れについてご説明いたします。森町、さくらの園とさわら福祉会における作業工程を示しており、表の上から順に、森町において令和7年6月に財政支援補助金の予算上程を行い、財政支援補助金については四半期、3か月及び4か月ごとに支出する予定で考えております。6月には施設統合に向けた確認書の取り交わしを行い、統合シミュレーションを福祉専門コンサルタントに外部発注する予定であり、統合シミュレーションを作成する中で施設統合の検討と計画策定及び施設統合によるインパクト検証を行う予定で考えております。シャリテの森の建設費に補助金及び起債を財源として町が支出していることから、財産処分の協議と同時に補助金及び起債の取扱いについても関係機関と協議を進めるものでございます。令和7年度中に第9期の介護保険事業計画についても関係機関との変更協議も必要となり、令和8年度には令和9年度から始まる第10期介護保険事業計画の策定年度となることから、計画策定を進めていくものでございます。

次に、さくらの園においては、入所者家族の説明会、意向調査から下段に向けて施設統

合に関する事務全般まで、オレンジ色の箇所に記載された作業工程で進めていく予定でございます。

さわら福祉会においては、入所者家族の説明会、意向調査から下段に向けて施設統合に関する事務全般まで、黄色の色の箇所に記載された作業工程で進めていく予定であり、医療機関等民間との経営統合の模索もさわら福祉会において進めていく予定でございます。

令和9年度の統合に向けて、ここに記載してある作業工程以外の詳細な事務作業については、統合シミュレーションを作成すると同時に精査して対応していくものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） 16ページ、最後のページになりますが、これ経営資源統合に関して、今町としてはさくらの園との統合を第一に考えているというようなお言葉だったのですが、この中で医療機関等民間との経営統合の模索、これ10月までになっています。民間との統合も考えているということなのですか。そこら辺ちょっとお聞かせください。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

前回の全員協議会でいろいろなご意見をいただいて、さわら福祉会のほうにその内容等も含めて報告をしております。その中の協議の中で、過去に医療機関とか民間とかと協議をしたことがあるかという質問もしたのですけれども、実際に正式にやったということではなくて、雑談程度で話をしたことあるということは事実は確認しております。その先の部分になりますけれども、これからの部分ですが、実際にでは今後民間とか医療機関等と統合とかも進めていくことを考えているかということも私どもからお話しした際に、全くゼロベースではなくて考えられる範囲で対応していきたいというお話をいただきましたので、そういう部分も模索していきたいと。ただ、基本軸としては統合のほうに進めていくということで回答をいただいています。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 今回財政支援をまずしますよね。財政支援をする中で、さくらの園の統合を第一視野に入れている状況の中で、例えば民間との統合ということを項目に入れると、やっぱりもう両方バランスよくいかなくはないかと思うので、できればこういう社会福祉法人というのは民間さんとの統合とか、そういうのを第一線に考えるべきで、今回町との公的な施設と統合という形になるのですけれども、これ民間との先、もう後の話になってしまいますが、先にここを第一線でシャリテさんがやるべきではなかったと考えているのです。ただ、そこの医療機関との雑談という形になったのですけれども、雑談というより今この状況の中で、ではここの社会福祉をどうしていくのだという方向性の中で、やっぱりきちとしたそういう話合いができていなかったというのが僕はちょっとどうかなと考えていますので、そこの部分もう少しシャリテさんからどのような話があったのか、もうこれ統合ベースで、財政支援ベースですぐに来たかというのをちょっと教えてください。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、シャリテさんのほうからは基本的には統合の部分を含めて財政支援をしていただきたいというのが第一です。ただ、今言われたその医療機関との部分という部分も、先ほども私申し上げましたけれども、前回の全員協議会でそういう医療機関とか民間とかと一緒に統合していくという考えもないのかというご質問とかご意見もいただきましたので、その辺もシャリテさわらさんのほうに返した際にそういうような回答をいただいたということです。ですので、基本的には統合を基本軸として考えておりますので、それに対する財政支援という考えでございます。

以上です。

○6番（野口周治君） 資料の読み方についてお尋ねします。

今の16ページですけれども、一番左端の大項目2つに分けて、森町、さわら福祉会と書いてありますが、その下にさくらの園とあります。それで、この表の上3分の2ほどはさくらの園というよりもこれ森町としての課題という理解でいいですね。

それから、もう一つ、財政支援について令和7年度は3期に分けてこの図表上の表現、矢印は書いてありますが、これは最初のほうの資料にあった現金の、町からいえば支出に当たる毎月の発生というのが正確には中身であって、ただそれを例えば四半期ごとにまとめたものという理解でいいのかどうか。

それからさらに、この資料の令和8年度について、薄いハッチングのある矢印が今の財政支援補助金についてありますけれども、これは今回の対象、具体的な金額対象ではないけれども、同様のことを8年度も考えなければいけないと考えているよと書いてある、そういう資料と読んでいいかどうか。

以上、お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、表の見方についてご説明いたします。まず、1点目の部分です。今野口議員からお話あったとおり、緑の部分で色づけしたもの、これは財政的な部分で町のほうで対応する部分です。青の部分につきましても、基本的には財政支援、また統合関係の部分もありますし、介護保険事業計画の部分もございますので、これについては保健福祉子育て課のほうで対応する部分って考えております。それで、オレンジの部分につきましても基本的にはさくらの園で対応する部分ということで記載しております。一番下の部分は、さわら福祉会の部分ということで記載しております。

次に、令和7年度3期に分けて財政支援補助金の部分記載しておるのですが、基本的には四半期ごとなのですけれども、6月からスタートしますので、最初の四半期という部分に関しては4か月ということで記載しております。先ほど毎月の部分の財政支援額の部分のことですかということだと思っておりますけれども、基本的には支出する4か月もしくは3か月分の合計額を一気に出すという考えです。ですので、6、7、8、9であれば6、7、8、9の財政支援額の必要額を合計したものを支出するという考えでございます。

次に、3つ目です。令和8年度の薄い緑の部分、こちらの考え方につきましても一応令和7年度の3月の部分で、薄い緑の部分で予算上程ということで記載しております。そして、もし予算が可決された場合には同じように令和8年度も財政支援をしていくと。ただ、先ほどのご説明にもあったとおり、統合するまでの間ということですので、7年度も8年度も同様の考えで財政支援をしていくという考えでございます。

以上です。

○6番（野口周治君） そうすると、まず8年度以降については、規模は今想定しているのは同規模、ほぼ同じような桁ないしはかさの支援が必要だろう、それが統合するまでの間、具体的に言うと9年度もそれ以降も統合が実現するまでは続くであろうと見ているという理解でいいですか。それが1つ。

それから、もう一つ、戻りますけれども、資料の3ページで収入の欄に財政支援の金額が月ごとに表現されていたので、私は支出は月ごとかなと。ただ、それを16ページの表の上では矢印を毎月を書くのではなく四半期にただまとめて引いただけというふうに理解をしたのですが、そうではなくて言わば3ページの資料にある財政支援金額は、四半期ないしは6月を含む第2・四半期の分として、実際には施設側でいえば収入としては立てられるような、そういう支出になるということでしょうか。分かりますか、何を言っているか。毎月書いてあるけれども、矢印は棒になっているようなので。技術的な話ですが、これお金なので、きちんとしておかなければいけないので、お尋ねします。統一的な意味を持った質問ではないのですが。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） まず、1点目の部分です。令和8年度も同規模の財政支援が必要かという部分なのですが、まず令和7年度については6月からスタートしますので、4月、5月分というのが抜けていますので、基本的にはその部分をプラスした状態になるというふうに想定しております。ですので、今の要望額が8,000万で今回うちで算出した金額が6,510万ですけども、それよりは若干高くなるのではないかとというふうに想定しております。

2点目の部分に関しては、宮崎課長のほうからご説明いたします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

補助金の支出の仕方についてですが、うちのほうとしてはまず社会福祉法人の助成に関する条例に基づいて支出を行いたいと考えております。その中で、まず初めに当初の申請といたしましては、恐らくこのトータルの金額6,510万円というものが当初で上がってくるものと考えております。それで、支出の仕方ということなのですが、やはり毎月毎月という部分では事務的にもなかなか厳しい部分もありますし、じっくり精査するという部分も考えますと四半期ごとというのがよろしいのかなと考えまして、うちのほうとしては四半期ごとに支出を行いたいと考えております。四半期ごとに支出する中で、介護報酬だとか支出の部分もやっぱり上下するものですから、その部分に関しましては次の四半期で調整するというような形で進めていきながら、最終的には第4・四半期、最後の四半期

の部分で変更申請をしていただきながら最終的に翌年度の頭の実績報告を出してもらおうと、そんな流れで補助金のほうは支出していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） まず、基本的な考え方からお願いしたいと思います。外部監査では、シャリテさわらの部分の稼働率100%に達しても黒字化はできないという言明しているわけです。それで、特に突出しているプロパンガス代と、あと調査業務の委託、人件費の見直しが必要であるというふうになっているのですけれども、シャリテさわらから出てきた今回の要請の6,800万の中にその部分の削減された経過というのは確認されているのですか。まず、1つそれをお願いしたいなと思っております。

それから、シャリテさわらとさくらの園の事業内容を比べてみて、シャリテさわらのほうの給与支給が人員が41人になっているわけです。これ人数の割に、人数というのは入所の割に41人が多いのか少ないのか、そういうこともシャリテさわらのほうで検討されたのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

以上です。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の外部監査の部分で、シャリテさわらがどういうふうに考えているかという部分だと思うのですけれども、まず今回シャリテさわらのほうに外部監査を行った際に、その結果については全て戻していますので、シャリテさわらのほうでもどういう形で今後経費を圧縮していくかというのいろいろ考えた部分があるというふうにお聞きしております。その中で、今回キャッシュフローも出された中で圧縮することを前提に金額等も算出しているということでお伺いしていますので、そういう部分は考慮しているというふうに考えております。

次に、2点目の部分です。41人の職員に対してシャリテが多いのではないかという部分だと思うのですけれども、こちらの部分に関しても外部監査でも職員過多という部分で指摘されておりますので、そういう部分もシャリテとしては、職員としては実際多いのかなというふうに考えていると思いますけれども、ただ、今実際に稼働している中でシフトの関係とかいろんな部分で今の段階で例えば人員削減した場合にはちょっと影響等出るということでお伺いしていますので、これから統合に向けていろんな人員配置とか検討していかなければなりませんので、そういう中で整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） シャリテのほう、外部監査の関係の部分について今参事のほうから話出ていましたけれども、全然考慮していない結果になっているのです。私は、統合は絶対駄目だというわけでもないのだけれども、する以上は受けるほうもきちっとした姿勢を、態度を見せないとこれ統合する必要ないと思う。何でもかんでも町に依頼するという話にならぬ。だから、我々も最大限これだけは努力いたしますと、だからこういうわけだから助成をお願いしたいというのが当たり前の話です。それができないのであれば何も

統合なんて考える必要ないと思うのだ。その辺いかがですか。もう少しきちっと対応させるようにしないと駄目だと思う。全然努力がないのでしょうか、これ。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の外部監査を受けて努力をしていないのではないかという部分だと思うのですけれども、こちらの部分に関してはこれから、要望書にも記載がなかったのではないかという部分も前回の議会全員協議会でもご指摘をいただいた統合というキーワードがありますので、これに関して16ページにも記載しておりますけれども、施設統合に向けた確認書の取り交わしというものを行いますので、その中に条件の一つとしてしっかり財政の部分とかちゃんと圧縮するものは圧縮していくとか、そういう部分もちよっと盛り込んだ状況でシャリテさわらのほうに考え方というか、改めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 最初から町長が言っているように、町の介護サービスを保っていかなければならないって言っているわけけれども、それに対してシャリテのほうがそういうスタイルだったら、全然意に反しているのではないの。やっぱり町も努力するのであったら、シャリテさわらも努力すべきでしょう。全然やらないで、そのたびに補助金出すわけですか。そんな無駄な金なんか出す必要ないでしょう。もう少しきちっとした対応で町のほうも姿勢を示していかないと、要望がありましたから、はい、出しますよでは全然話にならぬでしょう、これ。だから、8,000万から6,800万に下げた理由、何と何を削減したのだと。そしたら、それらの部分についてはまだ下げる余地があるよと。職員の配置だってそうでしょう。必要であれば置けばいいのだけれども、必要でなかったら何も置く必要ないでしょう。そういうこともきちっとした対応を持っていかなないと、補助金の出す理由がないのではないの。だから、ほかの市町村も直営の部分をやめるというのはそこなのだ。その辺いかがですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほど山田議員からご指摘もいただいている部分だと思うのですけれども、シャリテのスタイルというのですか、こちらの部分に関して当然努力すべき事項というのはたくさんありまして、町のほうとしてもこれまでもシャリテのほうにはお伝えしております。ただ、実際に要望書等も皆さん御覧になって確認していると思いますけれども、まだまだ努力が足りないのではないかという部分に関しては私どもも当然認識している部分もございますし、先ほど確認書の部分で一応そういう町としての条件というか、しっかりとした姿勢で対応していただきたいという部分も盛り込んだ上で確認書を取り交わしたいと思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思っています。

以上です。

○5番（山田 誠君） その辺きちっと再考させるように話ししてやってください。それでないと大変だと思います。

以上。

○12番（東 隆一君） 確認なのですけれども、シャリテさわらのほう、現体制のままこれやっていくということを確認、そういうところは確認取っているのでしょうか。そのところどうなのでしょう。現体制のままでこのまんまずっとこれ7年度、8年度というふうに合併に向けて、合併というか、経営統合に向けて進めていくのか、そのところをお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

現体制のままでシャリテのほうが令和7年度、8年度進めていくのかというご質問だと思うのですが、こちらの部分に関しては統合するまでの間は基本的には入所者の影響等もございますので、現段階の体制で進めていくというふうに考えております。

以上です。

○12番（東 隆一君） それは、こっちの町のほうの考え方であって、シャリテさわらのほうは現体制でこのままいくということを行っているということなのですか。そういうことを確認取っているのですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

シャリテさわらのほうに現体制でいくのかどうかという確認については、実際は取っておりませんが、実際に入所者等も職員の配置等もございますので、統合までの間は基本的には現体制、職員の配置とか入所者も当然稼働率も上げなければいけませんし、いろんな部分で影響が出ますので、基本的には現体制でいくという町の考えはあるのですけれども、シャリテのほうも協議の中で基本的には現体制で進めていくということでお話はしておりましたので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） 現体制自体がこういう事態を招いたわけですから、現体制の招いた原因の人たちをそのまましておいて、ただ補助金だけやるといったってどこにどういふふうに資金が流れていくのかというの、確かにその入居者自体は分かりますよ、影響が出ると。では、要するに全員携わっているわけですから、要はその原因をつくった方たちがそのままの体制でいく必要もないのではないのかと、ただ、今入居者だけを考えるのだったら。そのところはどうなのでしょう。町としては何も考えていなかったのですか。現体制がこういう状態をつくったわけですから、そのところをそのままの体制でずっといくというのだったら、これってどう見ても町民には、一般財源からこれ出るわけですから、どう見たって町民の理解を得れないのではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今現体制という部分というのは、多分経営陣のことを示しているのかなというふうに理解したのですが、実際に前回の議会全員協議会の中でもいろいろな意見、そういう部分が出ましたので、シャリテのほうにはそういう責任等も含めてどう考えているのかという部分は投げかけております。その部分の考え方についても、シャリテのほうからも実

際にお話を伺っていましたけれども、町のほうで財政支援をするということで、要望の段階でもシャリテさわらのほうから町のほうへお願いしたいというお話がございましたので、基本的には町のほうの方針に従うということでお話を伺っております。ですので、経営陣等の退任とか、そういう部分に関しても町のほうに委ねたいというふうにお話は伺っております。ただ、実際に社会福祉法人ですので、町のほうで直接的にどうしなさい、こうしなさいということは言うことが難しいというふうに考えておりますので、その辺は慎重に扱っていきたいと思っています。

以上です。

○12番（東 隆一君） それは分かるのですけれども、一社会福祉法人ですから、町はそれは口出しできないという、そのことを言うのだったら、この支援も一社会福祉法人なわけですから、そこのところ何も支援する必要はないのではないかという部分も考えられると思うのですけれども、ですから町のほうがそこのところをもっと強くどういうふうに考えているのだという部分をはっきりした答えをいただかない限り、いただかないというか、そういう考えをはっきり求めない限り、結局今6月になると議員改選になるわけですね、議員というか、この役員の。そういうのも全部絡んでいるわけです。そういうところ、町のほうも分かっていると思うのですけれども、そこのところをもっと確認をしっかり取っておかないと何があやふやなまんま、そのまま6月に改選を、要するに理事の改選をしてしまってそのまま進んでしまうという可能性も十分あるわけです。そうしてしまえば、こういう要するに体制をつくった人間たちがそのままいるということ自体がおかしいのではないのかいということを町民にどうやって説明するのですかということを行っているのです。そこのところをもっとしっかり、一社会福祉法人だから口出しできないと、口出しできないのだったら、社会福祉法人だったら、要するに今後支援もする必要はないのかなということにもなりかねないので、そこのところをはっきりした町の考え方をはっきり申し述べて、向こうのほうからはっきりした答えをいただかなければいけないのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） ちょっと私からもお話しさせていただきます。

基本的には、今お話しの中で社会福祉法人に対して何か口出しをあまりできないのではないかというお話ちょっとさせていただきました。基本的に人事に関しましては、やはり私たちのほうからこうすべき、ああすべきという話をするというよりは経営のほうにしっかりと参画して、お金の使い方、先ほどから出ていますその圧縮すべき事項等々に関しましてもしっかりと助言というよりは少し強い指示という方向性で私たちしっかりと介入していききたいなと思っております。

そして、さっきもちょっとお話しさせていただきました取り交わし書って言いましたっけ……

（何事か言う者あり）

○町長（岡嶋康輔君） 確認書ですね。確認書の中にもしっかりとその辺り、その辺のこ

とは記載させていただきながら、併せて今回のこの経緯等々も理事会、そしてまた評議委員会のほうにしっかりと報告またかけて、関わる関係のそういった方々の共通認識の下、理事長が発した町に全権を委ねることがどういうことなのかということをしつかりと皆さんで認識していただいた上で改めて行政との関わり合いを考えていただき、私たちと一緒に歩調を合わせ、共同で今回のこの難局というか、そういったものを乗り越えていく、そういう行動に移していきたいと、私たちの感覚としてはそのように思っております。その中で、実際今の段階では口頭でお話しさせていただいているだけです、そういった書類、また会議での経過等々もしつかりと議員の皆様これからお示しさせていただきたいと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 1点、町としては統合までシャリテは赤字でいいと思われてこの金額を算出しているのかということ、前回の要望書が出たときに、これは要望書の説明だったので、そちらからの言い分だなというのは分かって聞いていたのですが、その中でシャリテさんはほかの金融機関に借入れするにも経営改善計画の提出が求められるなど、現在の財務内容であれば経営改善の政策や返済は困難であるって言う中での町が支援するのであれば、町はやはり経営改善計画というのを提出をきちっとしてもらってどこまで圧縮してできるのか、そういうことも考えていかないと赤字のまま、このままそれこそ経営人も替わらない、内容も変わらない、人材も削減しないまま統合まで続けていくのかということをお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の部分ですけれども、いろいろな要望書が出された中でシャリテのほうの経営努力というのが多分見られない部分だというご意見だと思うのですが、実際に私たちも協議の中ではいろんな形で経費を圧縮してくれとか赤字の部分を低くしてくれというお話はしております。ただ、それに対して町が経営改善計画等を提出してもらったほうがいいのではないかとご意見に関しては、実際に出してもらうというよりは、先ほどからお話ししております確認書の中である程度強い言葉で伝えていきたいというふうに考えております。

それと次に、統合までこういう赤字のまま続けていくのかという部分に関しても、基本的には赤字になるのですが、その部分は少なからず少しでも圧縮していただきたいと。その中で、先日からお話ししている外部監査の結果の部分で圧縮できる項目が何点かございましたし、稼働率の向上の部分にも実際に赤字を圧縮できるという部分もありましたので、そういう部分は強く訴えていきたいと思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、あくまでも経営改善計画はもらわないということですか。町からの要望はあるけれども、向こうからの、町が言ったことだけは何となくやるかもしれないけれども、向こうは何も自分たちでは考えないということになるのかなって思うの

と、あと例えば今41人ってなっていましたけれども、それでいくと道の計算からいくと60床ないと黒字というかにはならない計算になっていて、今でさえ50床で待機もない状態であれば、もう限りなく赤字になっていく中で、何もやらないまま統合まで過ごすというのはやはりちょっとあつてはならないことだし、床も削っていつてもらわないと、この先人口は減っていく、高齢者も減っていくという中で本当にそれだけの床が必要になってくるのかということもあるので、もしも本当に統合計画がいくのであれば、町のこちらの人たちのもしも待機がいるのであれば、さくらの園とか、そちらの人たちをそっちに入れてそっちを満床にしていくなとか、そういう考え方もして、さくらの園自体を縮小してくとかという形も考えていかなければならない中で、お互いがやはり経営改善、どっちも赤字なので、どっちも巨大な赤字なのです。それを改善していかなければならないのではないかなって思うのですけれども、その辺りどうでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、経営改善計画はもらわないのかという部分、提出させないのかという部分ですが、こちらの部分に関しては、今ご指摘も受けましたし、これまでもご指摘を受けていますので、シャリテのほうにお伝えします。

2点目です。これからの赤字の部分で何もやらないのかという部分は、先ほどからも述べさせていただいていますけれども、何もしないということにはなりませんので、町のほうとしては強く赤字幅を低くしていただいて、なるべく経費等も圧縮していただくと。ただ、なるべくという部分には全くゼロベースではなくて、限りなく強い形で圧縮していただきたいという意味も含めてシャリテのほうに伝えていきたいと思っています。

次のさくらの園の部分に関しては、柏渕園長からご説明いたします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

さくらの園に関しましては、今現時点でシャリテとの加算の取得の部分でかなり分析結果の中で取れていないというご指摘がございましたけれども、現時点で新たにその部分を取得していけるように内部改善ということも含めまして今やっております、増収に向けて改善進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 待機の部分の話。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 現時点で待機者は、男性が今ゼロになりまして、女性が4名ございます。それで、ただ全員がちょっとそちらのほうに行けるかどうかというのはまだ確認取れてございませんので、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 最近の新聞にも載っていましたがけれども、市立の室蘭病院でさえ給料カットとか人員削減をしながら自助努力で何とか病院を継続していこうとしている中で、何の賃金カットもなく人員削減もないままこちらでお金を出すというわけにはやはり

いかないと私は思っています。と思っているのですけれども、その辺りとかも、それとこの資金収支見込み表とかで見ると本当数日とかでお金が入って、保険報酬が入ってくる。同日のときもあるのですけれども、それで給料が足りないから、そこでその前に補填してみたいな形になっているのですけれども、そういうところも給料日をその後にするとか支払いをやるとかということは可能なのではないか、素人なので、分からないのですけれども、そういう努力、そこをちょっと一旦支給日を変更するなりなんなりということをしていけないものなのかというところもすごく不思議なこの収支見込み一覧表になっているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の部分、ほかの市の部分で人員削減とか給与カットとかいろいろやっているのではないかとこの部分に関しては、確かにそういう部分はやっていただきたいというふうには町のほうとしては考えております。ですので、今の段階で全くゼロベースということではなくて、ちょっと協議も進めていく中で当然統合に向けて人員の整理もしていかなければなりませんので、そういう部分も細かい詳細な部分協議していきたいと思っています。

2点目です。今介護報酬の部分と給与の部分で前後する部分で支給日を変えられないのかというご質問だと思うのですけれども、実際これ前回の議会全員協議会でもお話ありましたので、確認は取りました。シャリテのほうでは、基本的にはそれは可能だというふうにお伺いしています。ただし、従業員等のいろいろな、家庭的な話になりますけれども、例えばローンの支払いとか、そういう部分も考慮しながら家庭の中で多分家計を切り盛りしていると思いますので、そういう部分もいろいろ影響が出るということでシャリテの部分では支給日はずらさないで今まで進めてきたということでお伺いしています。ですので、もしそれをやるということであれば職員のほうにしっかりと説明した上で対応すべきことと考えております。

以上です。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません、先ほど待機者、さくらの園4名と言っていましたけれども、5名の間違いでございました。訂正させていただきたいと思っています。

○8番（千葉圭一君） 私のほうから、統合に関しては結構私の周りでは賛成の方が多いのです。ただ、何で破綻する前に統合の話が出るのと。要は要望があったから、破綻するから補助金出してくれ、いいですよというのにどうも反感を買っているのです。普通は、破綻しました、だから先ほど町長がおっしゃった入所者とか、そういった方々の何とかその方々のためにお金をどうしても使わなくてはならない、そのためにどうしたらいいかという話合いなら、統合に向けてこれだけのお金がかかる、こうだ、こうだというのは分かるというのです。でも、破綻するから町からお金を出して、何年お金を出し続けて、そしていずれ統合するというのがどうも町民の反感を買っているみたいなのです。私の周

りではです。だから、これってどうして破綻後の統合ではなくて破綻前の統合が必要なのかということを知りたいのですけれども。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

冒頭に町長のほうからご説明あったとおり、実際に破綻してから財政支援等していくという考えであれば、先ほどの町長の言葉をお借りすると、経営難による突然の施設閉鎖をした段階で入所者とその家族に生活環境に多大な影響を与えるという部分は想定されます。実際に地域社会の部分の全体の影響というのも計り知れなという部分も考えられます。ですので、今千葉議員がおっしゃるとおり、経営難になったから助けてくださいという今の形と経営難になって破綻してもう潰れてしまいました、だから助けてくださいという部分に関しては考え方は確かに違うのですが、いろいろな関係者とか、職員も含めてですけれども、影響がかなり大きいと。実際に破綻してから対応したら全然遅いので、その前に対応してくという町の姿勢でございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、経営破綻するからお金を出してほしいって言って、ではお金を町は出しましょう、でも経営破綻したので、もしくはする、まさしく今するに向けて全部例えば町に運営を譲渡しますとかなんとかというのなら、このお金が幾らかかるが、どうだとかというのは分かるのですけれども、あくまでも先ほど東議員がおっしゃっていましたが、その間今の経営陣が残っているわけですね、経営陣とかずっと。その2年間統合するまでずっと。そこに対しても反感買っているのです。今までそれを招いた人方がお金が足りないから町から金出してくれ、いいですよってお金なんか出せれないでしょうという、分かりますか。経営破綻したのなら助けなくてはいけないし、あの施設もさくらの園を考えたらあっちの施設のほうがまだ新しいから、そっちにさくらの園を移管して、その分のお金が必要ならそういうふうにしましょうというのは分かるのですけれども、経営はあくまでも町がやるという、それなら分かるのですけれども、まだ説明がつかますよね、町民に対して。私はね、個人的に。でも、そうではないのはなぜ今必要なのかというのが分からないのです。もう一度そこら辺もう一回詳しくちょっと説明していただけますか、納得できるように。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、経営の部分の方法だと思うのですけれども、確かにこのような経営をしていたので、赤字が増えていったというのは間違いないと思います。ただ、今回キャッシュフローを実際出されて皆さんにお示ししているのですけれども、このキャッシュフローで1年間こういう形で支出していく、収入がこういうふうに入っていくという部分を確認しましたので、これから逸脱するような支出等があれば当然町のほうとしてはどうしてこういうふうになったのかという厳しいご指摘はします。ですので、四半期ごとに財政支援をするという中ではただ財政支援をするだけではなくて、四半期が終わった段階で町のほうでどういうふうに支出をしていくかという結果も踏まえて財政支援を進めていく予定でござ

いますので、言い方があれかもしれませんが、何か違う方向性で経営方針とか全く違う方向性で物を支出していくとか、そういう部分は必ず避けていかなければならないというふうに考えておりますので、町のほうではそういう部分もしっかり監督しながら支出していくと、財政支援をしていくという考えでございます。

実際に破綻してから支援するか、破綻する前に支援するかという部分だと思うのですが、実際に破綻してから支援をすると入所者の方への影響がかなり出ます。というのは、破綻しました、社会福祉法人が解散しますという流れになりますと入所者はどこに行ってもいいか分からないということになります。ただ、私どもが実際に今の段階で確認している状況では、渡島管内の同じような施設においてはほとんど満床状態で動いておりますので、シャリテさわらで入所者の方がどこかに移動するとなると大変困難な状況が想定されますので、シャリテさわらの経営をある程度統合するまで安定させる状態を町として続けていかなければ入所者にかんりの影響が出るというふうに考えておりますので、そういう形で財政支援をしていくという考えでございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） もう一点だけ。そうした場合に、これが今たまたまシャリテさわら民間ですよ。一般的に言う、皆さんが質問をされるのですけれども、ほかの町民の皆さんが。では、ほかの企業で、民間の企業でこういうような状態が招いた場合、同じような町の経営している部分があればそういう経営統合、補助金とかも含めて、こういうふうに検討するということは今後もあり得るのかということをお聞きしますけれども、ちょっと話はそれましたけれども、大概そういうふうに聞かれます。民間にも今経営破綻がしそうなので、金出してくれ、では出しますよというスタイル、例えばほかの施設で同じような経営破綻しそうだ、だからお金出してくれって言ったら町はそれをやっていただけるのですか、もしくは施設以外の企業でもそういった場合もあり得るのですかということ聞かれるのですけれども、そういうお考えに対してどうですか。

（「ちょっと休憩いいですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほどのほかの民間とか、そういう施設に同じような状況があったら補助するのかという部分だと思うのですが、これは今までも要望書等も出されて検討してきた中で、基本的には旧砂原町時代にシャリテさわらを設立した経緯として公設民営で設立しており

ますので、そういう部分につきましても実際にこれまでの経緯というか、流れという部分も町のほうとしては考えて進めてきた部分がございますので、今の段階でシャリテさわら自体がこういうふうになんて赤字になって経営が苦しいといった部分に関しては、入所者等いろんな方々の影響も考慮して助けていかなければならないというふうに考えておりますので、実際に今回財政支援をしていくという考えでございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 先ほどの萩野参事がおっしゃった周りの施設は満床だというお話なのですけれども、高齢者の第9期の介護保険計画の事業計画の中で施設サービスで養護老人ホーム、七飯の好日園、これの記載あるのですが、それには近年は利用者の対象等により利用人数は減少しています、森町枠を活用しながらってなっているのですけれども、その森枠というのは一体幾らあって、これだと減少して全然、令和4年でさえ4人とか、それぐらいで、森枠が幾らあってあれなのかというので、その周りは満床だという、森枠があるにもかかわらず使っていないというところはどこなっているのかなというところをお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えします。

大変申し訳ないのですが、枠に関してはちょっと私今正確な数字把握しておりません。申し訳ございません。ただ、森町のほうから七飯町の好日園、そちらに今2名の方が入所しております。枠に関しては、膨大にあるわけではなくて、シャリテさわらのほうは今おおむね50人入っていますので、その50名をほかの施設に移動していただくというふうな状況が起きた場合に、好日園を活用という部分に関しては何名かは可能かもしれませんけれども、大概の方をそちらに移すことは不可能かなと思っております。

○7番（斉藤優香君） それで、そうなってきた場合にいつでもそういうことが考えられるので、森枠が何人いるのかというところはきちっと把握して、七飯にもありますよという、せっかく枠でいつもお金も出している施設で、森町も補助金を出しているところなので、お知らせしてそちらに入ってもらおうということも可能なのではないかな、もし待機の方がいるのであれば、待機している人が5名いるって先ほどさくらの園のことも言っていましたけれども、そういう人たちがいるのであれば、そういう施設もあるのですよという説明もしていくべきではないかなと思ったのですけれども、その辺りは森町として対策は練られているのでしょうか。

○議長（木村俊広君） シャリテさわら以外の話あんまりしないでもらいたいのだけれども、答えれるのであれば。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

そちらの養護老人ホームに関しましては、森町のほうでもある一定の基準をベースに、所得の少ない方だとか、そういう方しかそちらのほうに入れないような状況でございますので、そういう方の相談に対しましてはそちらを進めるだとか、そういう対応をしていきたいと考えております。

○13番（松田兼宗君） まず、昨年の現況報告書というのが出ていますよね、令和6年4月現在の時点で現況報告書。これを見ると、いろんな監査受けた後にいろいろ指摘されています。そして、職員に対しても厳しい状況であるということ説明しているって書いています。その中でも、そういう状況の職員にどの程度やっているのだろう。そういうふうに職員どの程度認識しているのという問題があると思うのだけれども、その辺どうなのかということと、統合する数字の上でいうと今100床ですよね、合計して。それを79床にするという話言っているけれども、今要る話が出ているように、足りないわけですよね、とすれば。そうすれば、めどをどの程度の時点でさくらの園を閉鎖してシャリテさわら1つにするのかというふうに考えたら、21のベッド数が足りない中でそこまでになるという予測としてはどの程度見ているのですか。

それと、今回いろんな見ていると貸借対照表、これ6年の3月31日現在のあれ見るとシャリテさわらの資産価値というのが土地、建物含めて10億なわけです。約10億あるとされている。それにもかかわらずそれを担保に入れる形で民間の金融機関からの借入れを起こせない、担保が必要だから借入れを起こせないという言い方しているわけです。だから、それは違うのではないですかと思うけれども、10億資産価値あるものを何で担保に入れることを考えないのだろう。不思議なところなのですよ、その辺のことからすれば。

それと、これ何回も言っている話なのだけれども、監督官庁である道、国との相談というのはいまだにやっていないし、先ほどから出ているほかの民間に打診もしているわけでもない。あくまでも設立側の経緯が公設民営だということからして、最初から親方日の丸なのです、このシャリテの場合。だけれども、現実には社会福祉法人として独立しているわけです。それに対して、民間である社会福祉法人に対してなぜ町が補助金を出さなければならないのって、それが一番不思議なところなのです。私がいろんな人から話聞くところ誰もそれは賛成する人はいない。最初冒頭に町長が言った森の町の福祉政策の観点からいってやらなければならないだろうねって言ったたった1人です、そのことを指摘したのは。どうもほとんどの町民の人からすると、今回の問題というのはかなり疑問に思っている。というよりも、ほとんど反対でしょう。

それと、もう一点、最後に今回6月議会でこの予算出すけれども、否決されたらどうするのですか。そのことを考えていますか。それをまずお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の現況報告の部分に関していろいろな監査も受けたご指摘の部分で職員の

ほうにどのように伝えているかという部分に関しても、ここも確認は取っております。実際にシャリテのほうから聞いた部分に関しては、こういう監査の結果を受けてこうなっているという部分に関しては職員の全体会みたいなのがあるみたいなので、そちらのほうでご説明しているということでお伺いしております。

2点目については、柏渕園長のほうからご説明いたします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、1点は合併に向けて新規の入所を抑えていくということと、あと自然減として大体年8名ぐらい入院だとかも含めて退所されるような形になります。ですから、そこら辺も含めて調整を図りながらスムーズな合併ということで向かっていきたいと考えてございます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 3点目の部分で、担保の部分だと思うのですが、こちらの部分に関しても前回の要望書等に記載がありましており、実際担保を入れて融資をしたとしても借入れした後に返済が難しいという問題がまず1点あるのと、実際にこれまで町のほうから補助金等いただいて、資産価値が10億という部分ありましたが、補助金、起債等投入している施設も実際ありますので、全部が全部多分担保に入れられるかという部分に関してはちょっと確認を取らなければいけないのかなというふうに思っています。

次の4点目の部分で、監督官庁が北海道もしくは国という部分のご質問だと思うのですが、これも以前から松田議員からご指摘を受けている部分で改めて確認をいたしました。その結果なのですが、実際に介護保険事業を行う段階で監査とか、実地監査ですね、そういう部分は北海道のほうでは行っております。ただ、経営に関する相談とかという部分の監査、指導というのは北海道のほうでは制度的には行わない仕組みになっているということでお伺いしています。ですので、こういうふうになっただけとか経営が苦しいからという部分に、北海道に相談する、どうしたらいいかという部分に関しては、実際に相談したとしても回答は得られないというふうにシャリテのほうでは私たちにお伝えしておりましたので、そういう部分でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副町長（長瀬賢一君） 否決された場合どう対応するのかというご質問ですが、議会での議論を踏まえてなぜ否決されたのかということをしつかりと分析、精査しまして対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

議会において今の財政支援の部分否決された場合には、単純に社会福祉法人さわら福祉会は破綻します。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今最後の回答なのですが、否決された場合の話なのですが、破綻するのは当然そうなる。なるというよりも、もっと別なことを法人としては考える。先ほど担保の物件の話を10億があるというので、資産価値あるのを一緒に言いましたけれども、それがあつのに破綻するわけじゃないではないですか、逆に考えれば、と私思うのです。だって、どうしても法人を維持しようとするれば、それを担保に入れて金を引き出す、引っ張ることを考えるのが経営者として当然のことなのです。それを町が議会が否決したから、駄目だったからといって破綻するという方向に進むとはどうも思えない。だって、町自体がそれを運営して影響がでかいから、入居者さんに迷惑かけられないからというので、何とかしなければならぬって考えを持っているのです。当の本人である社会福祉法人が何でそれを考えないのですか。そんなばかな話はないですよと私は思うのです。だから、もし否決された場合どうなるかという問題とそういう考えは全く、破綻で進むとは考えられないと私は思います。

それと、先ほど言った現況報告書なり、いろんな形で道なり国に報告書を出されているわけです。そして、この現況報告書に関しては令和6年4月1日付に現在で報告書を出しているわけ。というのは、今7年の、今年の4月1日付の現況報告書が出るはずなのです。それを待ってからでもいいのではないかと私思うのです、これ考えるのは。だから、今回の6月議会においては私は否決すべき、否決されても仕方がない。そして、監査報告なりこれを見ていると、ここ何年かなのだけれども、いろんなことが指摘されているわけです。改善策をいろいろやりなさいということを指摘されて、それをやっている部分はどの程度やっているかどうかというのは疑問に思わざるを得ない。ここまでの状態までを放置してきたわけですから、シャリテさわらが。だから、その辺が一番問題だということと、いろんな貸借対照表なり、これも6年3月31日現在で出ている。出すわけですよ、報告書が。それを全て出てからで遅くはないのではないかなと私は思うのだけれども、その辺いかがですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の先ほど破綻した場合どうするのかという部分で、こちら前回の議会全員協議会の後にさわら福祉会のほうに町のほうとしても担当者レベルで確認しています。それは、さわら福祉会の考え方として今述べさせていただきます。経営破綻、事業所閉鎖ということになった場合の想定になりますが、必然的に現入所者の退所者の入所先の確保については森町の介護保険事業計画の部分についても影響があるという部分もありますので、この部分が解消しない限り事業閉鎖は北海道においても承認されないというふうに考

えているというふうにお答えしております。社会福祉法、介護保険法による部分に関して特化した部分で特別養護老人ホームというものがございまして、地域の基幹施設である町民にひとしく低額な利用料金で介護サービスを受けられるために事業継続が求められているという制度設計の背景がございまして、基本的には破綻になって、先ほどの担保の部分も関連すると思うのですけれども、担保を用意して融資をするという考え方も実際シャリテのほうにあるのかもしれませんが、基本的にはすぐに閉鎖させたくない、要は入所者に影響をかけたくないという思いが強いと思って私どもは協議の中で思っていましたので、実際に町のほうとしても先ほどからご説明しているとおり、いろんな部分で影響がかなり出ますので、そういう部分は回避していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） まだ残っていませんか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） すみません、2点目の部分で財政支援の部分、現況報告書出たからでもいいのではないかとこの部分のご質問だったのですが、そちらの部分に関しても先ほどキャッシュフローのほうお示ししておりますので、それを待ってからではなくて、いろんな職員の部分にも影響出ますので、財政支援はこの段階で必要かと思っています。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の現況報告書なり貸借対照表なのだけれども、これ多分6月に出るのではないですか、回答が。監査報告、監査人の報告が最終のこれ日付を見ると令和6年の5月27日付で、監査人がいろいろ意見を言っているわけです。だから、6月に出るだろうなと。だから、その準備はもうできているのだとは私は思うのですが、その辺は確認しましたか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の現況報告の部分に関する関連書類につきましては、できているかどうかという確認はできていませんけれども、実際に道のほうに報告する期日としてはこういう日にちに設定しておりますので、内容としてはもう用意していると思います。

以上です。

○4番（河野 淳君） ここ数か月の介護施設の関係で、私も介護保険制度詳しくなかったんで、いろいろ勉強させてもらったのですけれども、やっぱり何か皆さん、町民とかも話聞くのですけれども、その施設みんな一緒に考えている節があって、私もすごく勉強不足だったのですけれども、社会福祉法人も第1種と第2種があって、社会の影響度の大きさによって第1種と第2種に分かれているという部分をちょっと教えてもらったところなのですけれども、シャリテ自体は多分第1種社会福祉法人だと思うのですけれども、町内に似たような施設があるかという部分をまず教えていただきたいのと、私もここ最近勉強した中で居宅型の施設においてもいろんな施設があって、この特別養護老人ホームというのは一番低いサービスで、一番低い金額で入所できると考えています。仮にこれ民間

だからっていつてなくなってしまうと、例えば町内に新しい居宅型のサービスができたとしても値段の高い、サービスは提供されることが多くなるけれども、その代わり値段も高くなって家族の負担が増えるという施設しか多分できなくなるという認識でいます。仮に例えば今十四、五万とかで入っている方が例えば施設移らなければならないとかっていつてほかの民間でやっているサービスに移った場合には多分それよりも四、五万くらい高いサービスに何か移らざるを得ないのではないかなと思うと、仮にこれの影響を考えた場合にかなり町からのサービスを受けている方からの苦情が殺到するのではないかなと思っています。実際私もここ一、二週間すごくいろんな人から話聞いたのですけれども、そのサービスを受けている方と受けていない方でこの施設に対する考え方がすごく離れています。そのサービス利用していない町民の方からは、何でこんなことするのだとか、そんなの潰してもいいのではないかなという意見をいただきますし、実際入所されている方とかはやっぱりないと困るという意見に、かなり両極端に分かれる事業だと思うのです。仮にこれ補助金の部分について実施するとしても、町民の理解得るのにはかなりその介護保険の部分についてかみ砕いて理解してもらうことが必要だと思うのですけれども、例えばそういうのを先ほどの町長の言葉でもないですけれども、広報とかで経緯とか、その施設例えばこうなるとこうなるよというのをある程度具体的に何か説明しないと、私もすごく詳細に言うにああ、そういうことなのかって理解してもらえるのですけれども、シャリテ潰れそうだから町で金出すのだってという話になるとどうしてもみんな反発する感じに受け止められます。結構それで何人かにも言われたのですけれども、やっぱりそれ説明するととなると1人当たり30分とか、何でこうなったかという経緯も説明してやっとなあ、なるほどという話になることを考えると、ただお金出すというだけではなくてそういう町民に対してお知らせする部分も必要ではないかなと思うのですけれども、その部分についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

1点目の社会福祉法人の種別の部分で第1種の部分だと思うのですけれども、すみません、さわら福祉会の部分に関しては第1種ということで理解していたのですけれども、ほかの部分に関しては確認しておりませんでしたので、後でちょっと確認してお答えしたいと思います。

2点目の部分で、確かに河野議員がおっしゃるとおり、低い金額でサービスを提供しているという部分は実際ありまして、違う施設に移った場合には当然その差額というのは

大きい施設もあれば若干の施設もありますけれども、少なからず金額は高くなるというふうに認識はしております。ですので、いろんな部分で介護保険の理解を町民の方に得ていただくという部分は大切な部分だと思いますし、どういう形でお示しするかという部分も踏まえて議会のほうで予算が可決された場合にはそういうことも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 大分時間も経過しましたので、以上で社会福祉法人さわら福祉会財政支援補助金についてを終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

保健福祉子育て課関係の議題に入ります。

保育所整備工事の進捗状況報告についてを議題とします。

葛西保健福祉子育て課参事、説明願います。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） それでは、私から保育所整備工事の進捗状況についてご報告させていただきます。

説明資料の1ページをお開き願います。本工事につきましては、建築主体、機械設備、電気設備、外構と4工種に分け、令和6年8月8日から令和7年10月1日の工期にて工事を進めておるところです。同年12月1日から新森保育所として開所を目指しているところ です。

掲載しております写真につきましては、5月7日時点のものになりますが、建物外観、駐車場、階段の状況を掲載しております。2ページ目には、屋根シート防水、建物内部の状況を掲載しております。

現在の主な工事の進捗状況ですが、建築主体工事は内部天井軒天木下地、内部ボード張り、出入口枠取付け、板金工事、電気設備工事は天井配線、配管ボックス取付け、機械設備工事については天井配管ダクトつり込み、ピット配管を進めている状況で、外構工事につきましては5月末まで準備工の予定となっております。

3ページをお開きください。今年度の工事を進めていく中で懸案事項も発生しております、4月の長期間にわたる降雨などの天候不良により、屋根防水工事が10日間程度の遅れで完了しました。その影響から、写真のとおり木造部が湿っている状況であり、工事施工業者から木造部等の品質向上のため、乾燥期間を確保したい旨の依頼がありました。こ

れまで隔週で行っております定例会や分科会にて各工種の施工業者、施工管理業者、工事監督員とマスター工程の調整などを行い、12月1日の保育所開所に支障を来さないように工事を進めつつ、30日間の工期延長をするに至りました。今後関係課の協力の下、変更契約の事務を進める予定となっております。

なお、本件に伴う契約変更につきましては、議会の議決を要さないところではございますが、保育所整備工事の進捗状況として議会議員の皆様にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、既に御覧いただいているかもしれませんが、森町公式ホームページへ新たな保育所ができるまでとしまして、これまでの保育所整備工事の進捗状況を掲載しております。資料3ページ右下へ森町公式ホームページへつながるQRコードを掲載しておりますので、併せてお知らせさせていただきます。

報告については以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） 一番最後のページですけれども、これ乾燥期間を置きたいと。実際の話今工程の中でこの木材に防腐剤をきちっと処理して組み込んでいっているのか、例えばこれ床材の天井ですか、ベニヤにもすごく水分が入っている状況なのですけれども、30日間一応置きたいということなのですけれども、自然乾燥させるのか、機材を投入して乾燥に当たるのか、そこら辺どうなのですか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えします。

基本的には自然乾燥を行うということになっておりますけれども、送風機なども使うことも今想定しております。あと、湿りが強いところについては防腐処理するというところで現場とも打合せしております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） この写真を見ますと結構床から高い位置のやっぱり木材がぬれているような状況なのですけれども、実際この写真以外で何立米ぐらいこのような状況になっているのですか。何部屋でもいいです。

○建設課技術長（伊藤正吾君） 私のほうからお答えします。

雨でぬれている範囲につきましては、大多数、大きな範囲ぬれている状態です。

あと、木材に関しましてはJASの製品です。JASの適合の過程の中で、当然木材がぬれたり、あとは高湿な状態であっても大丈夫なことの確認をJASの中で行われておりますので、大事なのはゆっくり木材を乾燥させるということが大事だと思っております。あと、建物の構造の中で、確かに工事の中で今から例えば室外機を入れたりとか、乾燥の状態を保つのですけれども、竣工後も例えば壁の中とかこやどの中、しっかり通気、乾燥できる仕組みを取っておりますので、今の状態の中ではできる限り乾燥状態を保ちたいと思っております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） では、内装工事は30日間少しストップということで、外構工事は規定どおり工程は進むということですか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

内装に関しては、今やっと防水が終わって外部のサッシももうつきます。今週いっぱい大体つきますので、今後ぬれる可能性はないので、乾燥状態を見ながらできるところは中も進めていきます。外構、あと外部に関しては予定どおり進めていく予定であります。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今技術長雨でぬれたって言ったでしょう。施工業者は何やっているの、それ。これ引き受けた後またこういうふうな障害とか弊害出てくる可能性ないの。1か月で対応可能なの、これ。どうなのですか。その辺きちっとしないと、引き受けたわ後でまたそういうふうになりましたわということになるとこれ大変なことになる。間に合わなくなってしまう。その辺いかがですか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、木造の場合、例えば建て方時とか屋根、防水工事が完了するまでどうしても雨にぬれてしまうというデメリットはございます。現場のほうもできる限り、もう防水終わっているのですけれども、確かにその防水が終わるまでは雨が降れば当然ぬれてしまうという過程がございますので、現場の中ではできる限りの防水養生は取っております。今後については、もう防水終わりましたので、このようなことはないので、後はゆっくり養生しながら乾燥させていくということを取ってまいります。

以上です。

○5番（山田 誠君） 30日間の工期延長ってあるけれども、30日間で乾くの。乾燥できるの、これ。後々障害出てこないでしょうね。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

ちょっと先ほどの回答ともかぶるのですけれども、木材はJASの適用を受けておりますので、ぬれたり、高湿な状態でも問題がないとされておりますので、今後においては問題がないと思います。ただ、大事なのは、本当に今ぬれている状態がありますので、それはできる限り乾燥させてということをしております。木材は、ぬれても確かに問題はないという過程は経ているのですけれども、木材はぬれない状態、乾燥している状態で一番の能力を発揮しますので、その辺はしっかり乾燥させたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今これ上ばかりの写真なのですからけれども、やっぱり雨が降ってこれだけぬれたということは下もぬれていると思うのですけれども、この床からの木材というのはぬれはない、乾燥している状態であるということでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

幸い床の工事は、まだコンクリートの状態なので、これからですので、床はまだそういう支障はございません。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、床からの木材も大丈夫、床板材ではなくて床からの柱、これ天井からの柱になっていますけれども、床からの下のこういう柱は大丈夫と考えていいのかということと、あと先ほど大体のところがもうぬれている状態だという説明だったのですけれども、これ屋根の防水が遅れたせいでこういう状態になったと考えるべきなのか、そのために防寒の養生とか、そういうことも含めて工期延ばした上で最初にそういうこともやっていたと思うのです。それはあまり発揮しなかったということになるのでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、1点目です。幸い床張りとか下はないのですけれども、当然今おっしゃった建物の土台から柱に関しては同じ状態です。ですので、そこは同じように屋根の材料と一緒にしっかり乾燥させたいと思っております。

あと、これも先ほどの回答と重複してしまうのですけれども、木造の建て方時とか、やっぱり防水が終わるまではどうしてもぬれてしまうリスクがございます。現場のほうも、ちょっと写真にはないのですけれども、防水が完了するまでにしっかり屋根にシートを二重、三重張って、雨がなるべく下に落ちない、そういう処置は取っております。ですので、そういうことをやることでかなり軽減はされていると思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 要するにこれ1か月工期が延長するのは分かるけれども、お金が余分にかかるという意味なのだろうか。それももう全くないということ。これは、責任の問題からすると施工業者の責任だというふうな理解でいいのですか。その辺お願いします。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、1点目の費用の関係はかかりません。そういう旨で申請受けております。

あと、2点目、施工業者の責任かどうか、もちろんまだ役場は引渡しを受けておりませんので、そこは施工業者の責任と負担の中で考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） もう一点、これ1か月延びることによる日程というか、開園までの日程に影響がないというふうには書いているけれども、建物引渡しまでの間というのはほかの作業というか、入園するのに例えばここに入るまでの入所者に対するお知らせとかというのは、特にこういうことがあったとかというのはお知らせする必要はないというふうに見ているのだろうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えします。

当初10月、11月の2か月で引っ越し作業と備品納入、設置だとか、あと職員の建物の仕様の研修だとか行う予定で考えておりました。その期間が1か月短縮ということになってしまいますけれども、当課1課7係の保健福祉子育て課となりましたので、課全体の協力の下、一月になってしまいますけれども、その中で12月1日の開園ということで予定どお

り進めていきたいと思っていますので、今の段階では遅れるよとか、その辺は町民にお知らせする予定はございません。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、同じ最後のページの部分なのですが、乾燥させるというのは分かりました。特に支障はないと思うのですが、その後塞いでしまいますよね、ボードだとかちょっと分かりませんが、下地作って。その後によくねじれとか割れとか反りとか、要するに一旦ぬれたものを乾燥させるとそういう現象が起こり得るわけです。そういった心配というのは、JASだから心配はないというふうに解釈していいのですか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

JAS適合の中で、一度しっかりそういう適合をされてしっかり乾かした材料、それが再度ぬれることで大きな材料の変形ですとか強度とか、あと接着性が落ちるということはないというふうに言われております。なので、今大事なものは急激に乾燥させるのではなくて、ゆっくりちょっと時間をかけて乾燥させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 時間の関係もある。これで終わりたいと思います。

以上で保育所整備工事の進捗状況の報告についてを終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

森町国民健康保険病院関係の議題に入ります。

施設基準等に係る診療報酬の返還についてを議題とします。

千葉国保病院事務長、説明願います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 私のほうからご説明させていただきます。

説明の前に、大変申し訳ございませんが、資料中の一部の訂正をさせていただきます。訂正箇所につきましては、4ページ上段にあります本人の見解中、2行目、3行目、5行目の病棟師長と記載してありますが、これを外来師長に変更させていただきます。また、4ページ下段の同じく本人の見解中、3行目についての病棟師長を外来師長へ訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。前回の全員協議会で議員の皆様より指摘されました事項につきましても、ヒューマンエラーを分析するツールを活用し、少人数による

グループワークを開催し、背景、対策を導き出しております。

2 ページをお開きください。入退院支援加算 1 に該当する看護師 A にヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解といたしましては、地域包括ケア病床の専従看護師という認識については、専従であるということは聞いていたが、言葉の意味について理解が異なっておりました。よって、指示を受けて与えられた業務をそのままこなすことが専従要件に反するとは思っておりませんでした。また、副看護師長という立場もあったため、コロナの影響で人員が不足した状況の中で管理業務をこなすべきときはこなすべきだと考えており、再発防止については施設基準に照らし合わせて問題がないかどうかを判断するための知識を習得することが必要になると考えます。

総看護師長の見解ですが、専従要件についての認識はあったが、コロナ禍対応において必要人員を確保するため、やむを得ず勤務を出さざるを得ない状況が生じております。その対応時において、専従の解釈について正しく理解していなかったことと、専従者に対し専従に対する説明、指導が不十分だったと考えます。

当病院の対策といたしましては、以下 5 ページで説明させていただきます。

続きまして、4 ページをお開きください。地域包括ケア入院医療管理料 2 に該当する専従の社会福祉士にヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解としては、地域包括ケア病床専従の社会福祉士として勤務をしなければならないが、ほかの業務も担っていたのは、もともと患者サポート体制加算の対象者として、医事係長と総看護師長、外来師長の 3 名体制であった。しかし、看護師の業務負担を考慮して総看護師長と外来師長が担当から抜け、自分、専従の社会福祉士と医事係長、ソーシャルワーカーで患者サポート体制加算の担当をすることになった。その際には専従などの要件は失念しており、総看護師長と外来師長の業務負担軽減のメリットが優先であるということしか頭になかったと思われます。再発防止については、施設基準に関しての知識がある人が増えなければならないと感じております。適時調査の結果を踏まえて業務の見直しをしていく中で、加算の届出に関しての情報を共有したい場面が複数あったこともあり、関係部署で一丸となって体制を整えたいと思っております。また、自分ももともと医事係ではないため、現状では専門分野の知識が足りていない部分もあるので、学習を積み重ねつつ、スタッフから専門分野の知見も借りつつ業務を行っていきながら、スキルアップを図っていきたいと考えております。

同じく医事係長、ソーシャルワーカーにヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解としては、地域包括ケア病床の専従の社会福祉士が患者サポート体制加算の担当をすることが地域包括ケア病床の専従要件に抵触するということは考えていなかった。それよりも総看護師長、外来師長の業務負担を軽減させなければならないということしか念頭になかったです。再発防止については、医事係のプロフェッショナルとしての各資格、施設基準管理士、病院経営管理士などを持っている人材がいればそれが一番よいが、それは現実的ではないので、現在加算要件などは医事係職員によるトリプルチェック体制で業

務を遂行しております。

なお、施設基準管理士とは病院が行う施設基準の届出を総合的に管理運営する専門知識とスキルを獲得するための資格制度です。また、病院経営管理士とは病院経営管理全体の知識を習得できる資格で、円滑な病院経営が行える人材の養成を目指しています。

5 ページをお開きください。同じく理学療法士にヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解としては、地域包括ケア病床の専従の理学療法士が認知症ケアチームの業務をすることが地域包括ケア病床の専従要件に抵触するということは考えておりませんでした。よって、単純に業務依頼があったので、認知症ケアチームの業務を引き受けただけという認識しかありませんでした。再発防止については、届出を提出する前に施設基準の要件などを調べてくれる専門の人材がいなければいけないと感じております。現場からの意見を引き上げて、それをチェックする専門の人材がいなければならないが、当時はその体制が甘かったと感じます。こちら側としては、業務の依頼があった時点で、そういった部分の下調べをしていることを前提と捉えて業務を受けているので、自分としては依頼があったので、仕事を引き受けることしか考えておりませんでした。

1 の入院支援加算 1 及び 2 の地域包括ケア入院医療管理料 2 における背景については、診療報酬に関して担当者や知識を有している者が限られた状態の中で担当者に任せきりの体制となっておりました。専従者についても、業務内容などに関する明確な説明、指導、研修が行われておらず、専従者である自覚を持てておりませんでした。病院全体での情報共有と連携強化が必要とされ、以下の対策を策定しております。

2 年に 1 度の診療報酬改定に併せ、医事係主催の院内職員を対象とした勉強会を開催します。加算に関わる担当者及びその部署の所属長は、加算などに関する検討委員会に参加し、加算要件を理解させた上で業務に従事させることとします。加算に関わる担当者がいる部署については、所属長が勤務状況をチェックする体制を確立させ、定期的にチェック状況を医事係へ報告し、医事係で整合性を確認します。加算に関わる担当者が業務内容を変更する場合、臨時の加算などに関する検討委員会を開催し、内容を検討、全体で周知した上で変更させることとします。年に 1 度国保病院独自による監査を実施し、業務形態を検証することとします。

検討委員会の構成員は、院長、経営企画統括監、総看護師長、事務長、医事係長及び担当者、各部署の所属長及び担当者で、必要があれば随時開催とします。内部監査の構成員は、経営企画統括監、総看護師長、事務長、医事係長及び担当者、各部署の所属長及び担当者とし、年 1 回の開催とします。その他委員会につきましては別紙を参照願います。

続いて、7 ページをお開きください。3 の地域包括ケア入院医療管理料 2 の看護補助体制充実加算 3 を担当する当時の医事係長にヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解としては、昨年 7 月に厚生労働省より人員換算の修正の文書が示されていましたが、そのことは認識しておりませんでした。再発防止については、もともとソーシャルワーカーとして相談係で勤務しており、当時の医事係長が退職したことにより医事係長を

兼務し、昨年まで務めておりました。当時は医事系の職員1名に医事系の業務を任せきりになっていた部分が多分にあるので、今後はそういった部分は改正しなければならないと考えております。現在加算要件などについては、医事係内の職員においてトリプルチェック体制を構築し、業務をチェックしております。

同じく医事系の職員にヒアリングを実施し、状況を確認しております。本人の見解としては、昨年7月に厚生労働省より人員換算の修正の文書が示されていましたが、そのことは認識しておりませんでした。よって、適時調査前に厚生局から加算要件の必要人員が不足をしているというメールを受け取るまでは分かりませんでした。再発防止については、担当者1名で加算要件などの医事業務を担うことは今回のように文書などを見落とすこともあり得るので、関係者全員で加算要件の理解、変更点の突き合わせ、チェック体制が必要であると考えます。

3の地域包括ケア入院医療管理料2の看護補助体制充実加算3の背景については、担当者1名で加算要件などの医事業務を担うという業務過多と情報収集手段が不足しておりました。情報収集力の強化、医事系の業務の可視化、分業の推進が必要と考え、以下の対策を策定しております。

診療報酬改定期間、医事系の職員は厚生労働省のホームページ上の診療報酬改定の概要、Q&Aなどについて新たな書き込みがないか毎日チェックすることとし、申請する加算要件などの記載があった場合は、関係者へその文書を回覧し、周知することを徹底します。診療報酬関係の文書が来た際には、医事系だけではなく、関係部署全体に回覧することを徹底します。加算の解釈などについては、専門書で確認するとともに、疑問点などは必ず厚生局へ疑義照会し、確認を取り、その結果については病院全体で周知します。8ページをお開きください。医事係内で担当者1名しか分からない業務をなくし、係全体で共有するようにします。函館で開催される医事連絡協議会に医事係職員が参加し、医事職員のスキルアップ及び他病院との人脈を形成させ、加算などを申請する場合は必ず他病院の状況を確認し、内容を報告した上で申請するようにします。

9ページをお開きください。4、地域包括ケア入院医療管理料2の再申請についてであります。当初5月に申請する予定でしたが、施設基準要件における重傷患者割合について看護必要度Ⅱという項目基準による3か月平均8%以上の基準に達しておらず、申請を延期することとなりました。看護必要度は、入院患者様の病態、治療内容により変動する数値であり、看護必要度が高い入院患者様が少なかったことによるものです。この基準を満たすため、看護必要度の推移をモニタリング、情報共有し、入院患者様の状態、治療内容を考慮したベッドコントロールを行うことにより、最短で9月頃をめどにしております。再申請できるよう全職員で取り組んでまいります。

地域包括ケア病棟の施設基準では、重症度、医療、介護必要度Ⅱを満たす患者様を一定割合入院させる必要があります。

次ページ、別紙資料といたしまして10、11ページを添付しておりますので、ご参照願

ます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） これから質疑に入ります。

質疑に関しては、説明資料大分多くなっているの、項目ごとということになっているのだけれども、どういうふうにかこれ切っていくの。ページで切るのかな、これは。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） では、まず1ページ、2ページからということで質疑をお受けします。

（「1ページごと1つ3回でいいのですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） いいよ。

質疑のある方。

（「分かりづらくないですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 最終的には一括ということになってしまうかもしれないけれども、気になるころがあればまずページごとで。

（「でも、これ結構いろんなページに内容が……」の声あり）

○議長（木村俊広君） 1、2ページは、いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） では、次行きます。

（何事か言う者あり）

○5番（山田 誠君） これ報告書、言葉の使い方が非常に悪い。悪いというのは、例えば2ページの総看護師長の見解で、下段の専従に対する説明、指導が不十分だったと考えます。考えますという話ないのでは。不十分だったということではないの。こういう書き方するから駄目なの。認識がないこととなったって、なかったわけでしょう、前から。こういう書き方は駄目です。はっきり駄目なものは駄目、指導不足のこと、指導不足だよって。考えますということはこれからの話であって、もう結果が出てきているわけだから、指導が不十分だったでいいのだ。と考えますという話ではない。ちゃんと言葉尻うまくしてやってください。それでないと、職員のほうがあまり意識がなくなる、これなら。駄目だ。

○国保病院事務長（千葉正一君） 申し訳ございません。以後気をつけて作成し、提出いたします。

○議長（木村俊広君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） では、次の3ページから5ページの間。ありますか。

○3番（高橋邦雄君） 3ページ、これ施設基準を満たしていなかったというので、皆さんのヒアリングの中で認識がなかったというような結果出ていますけれども、この中やはり専門的な分野に多分加算的にはなると思うのです。ましてや医事係1人で担当していた、いろいろ見落としがあったということなので、この中で施設基準管理士とか、きちっとそ

ういう専門的なスキルを持った職員がいないと、今後のこともいろいろ加算関係、加算は変わってくると思うのです、国の要綱は。だから、こういう職業をきちっと置かないと、それが例えば統括監がここをフォローできるならいいのですけれども、そうでないならばこういう事項が起こらないように専門的な人材を入れる。この中でも職員の聞き取りの中で、総看護師長と外来師長の業務負担があるということで、こういう専門的な職員を置くことによって軽減するメリットがあるということを言われているので、その部分どう考えますか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今まさしく議員のおっしゃっているとおりでございます。私が直接その加算等に関わることは、ちょっと今後も厳しい状況でございます。関わることは実際できないと思います。やはり医事課のこういった資格等々を持ってやっている方々に入っていて、きっちり要するに管理できるようにしていくということと、今いる職員についてもこういう資格を取るように啓蒙を図って行って、少しでもスキルアップをしていきたいということで考えてございます。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） では、職員の中から何名かこの病院経営に関しても資格を取得してもらおうと。今トリプルチェックという文言もあるのですけれども、幾ら専門知識がない方でトリプルチェックしても、もしかしたら見落としというのは発生するおそれもあるかもしれないので、できれば今後このようなことがないようにその分野にたけたきちっとチェック機能が果たせる人材、ここ配置しないと、今後医療改定も物すごく行われると思いますので、そこにやっぱりきちっと、認識がなかったというようなことにはならないと思うのです。そういう人材をきちっと投与する考えを持っていかないと、今後病院に関しても厳しいと思います。どう考えますか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まさしく議員のおっしゃるとおりでございます。やはり広範囲、近隣で今までいろいろ探していたのですけれども、実際問題として引っかかる職員がございました。やはり広範囲、できる限りの手を打ちながら、そういった、要するに職員を募集をかけて確保してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 4ページ、5ページまでですものね。

○議長（木村俊広君） 5ページまでです。

○8番（千葉圭一君） 5ページまでですよ。先ほど高橋議員からの話もありましたように、トリプルチェック体制という言葉があちこちに出るのですけれども、何なのかがよく分かりません。何をどのように、誰がどういうふうに、最終的に誰がそれを責任持って管理するのか、ただトリプルチェックというのは3つだよね。3人が関わるということだとは思っているのですけれども、何をチェックするのというのがこれだと分からない。だって、

トリプルチェックが必要だということであちこちに書いてあるわけだから、それがどういうトリプルチェックなのかが分からないと、トリプルチェックするのだから納得はいかないですね、多分。その辺どうお考えなのか。

それと、もう一点が前回よりは各委員会とか新規委員会とかいろんな各種会議とかの一覧表が出ているので、大分分かりやすくはなったと思うのですが、肝腎なこの加算に関する検討委員会というのが5ページに出ているのですが、この検討委員会はこの委員会の中に入っていないです。おかしくないですか。だって、肝腎な部分でしょう、検討委員会って。と思うのですが、これがそもそも大事なものののにそれが入っていないというのがちょっとよく分からないのですが、そこをどういうふうに考えてこの各種会議とか委員会とかというのをつくったのかお聞かせ願えればというふうに思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） トリプルチェック体制についてご回答いたします。

千葉議員のおっしゃるとおり、基本的には医事系の職員3名で、今まで1名でほとんど任せっきりだったという状況もありましたので、医事係長をはじめ医事係、係長含めて3名で診療報酬など改定いろいろあったときに中身を確認するという体制で考えております。

以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

続きまして、先ほど委員会に、なぜ委員会名簿にこの検討委員会が載っていないのかということのご質問でございますけれども、根本的に委員会名簿に載っている委員会というのは、定例的にやっている委員会と短いスパンでやっている委員会について全て網羅させていただいています。根本的に診療報酬改定というのは2年に1度実施するような形になってございます。ですから、その改定に関して改定時にやはり2年に1度やりながら、理解度が少なければその改定の申請に届出を出すまでに職員の皆様、関係者等々に理解をさせるためにやっていく委員会、不定期にやっていく委員会でございますので、その委員会には、要するに一覧には載せてございません。ただ、議員おっしゃるとおり、それではということであればその名簿にきちっと載せながら、明記させていきたいと考えてございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、後でもいいので、トリプルチェックの体制というのをもっと具体的にしていいただければ、今口頭で説明するのが難しいのであればぜひしていただきたいなということだったので、ちょっと説明が、私質問ができにくくなっているのですが、7ページには同じように診療報酬改定の件で、医事係がホームページ上のその概要だとかというのをあつた場合は関係者にその文書を回覧しとかってあります。回覧という言葉がいっぱいあって、この回覧と検討会とこれってどういうふうに結びつくのかが分からないのです。加算、診療報酬に関していろいろと改

定だとか、そういった変更とかがあった場合に、そのために今後二度と同じような失敗がないように検討委員会を都度開催して、委員長とか、こういう出席者名簿、名前が上がっていますけれども、その人方が入って検討委員会で話し合って各関係部署に連絡するという流れではないのですか。これその流れと、ただホームページから出たら関係者へその文書を回覧するって、それで終わりという、周知徹底するというのと2つあるというのをおかしいですか。と思うのですけれども、いかがですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、回覧、これちょっと誤解招くとあれなのですけれども、厚生労働省からかなりやはり文書の改定、改定ということで、固まるまでに文書が参ります。ですから、その要するに見逃しがないようにその文書について必ず関係部署で回すのと、当然それに伴って加算要件が変わるですとか、そういった場合にはそれに伴って勉強会を開催していくということで、ダブルでやっていくということで考えてございます。ですから、そこに整合性がないとかということではなくて、文書は文書として全員まずこういう変更があるというのも周知図りますし、それに伴って必要な勉強会というのは随時開催していくという形になってございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） よく分かりました。要するに最初に回覧がありきで、そして次に勉強会がありきで、その最後に責任者たちが集まる検討委員会があつて、その上で各所属長か分かりませんが、流れを徹底するというようなことでよろしいのですね。それだと、そういうふうに書いてほしいです。こういうふうに、前にもお話ししましたよね。ちゃんとフローが、大事なのは今納得させることではなくて、今後の病院経営で新たに医事係の人も看護師さんも全部入れ替わってもこれを見れば病院経営が成り立つように今後進められるようにつくることが大事なのであって、私たちを納得させるための文書を書くことではないのです、正直なところ。だから、そこを勘違いしないで、流れるフローでもきちんとつくってやっていただければというふうに思います。

5ページまでなので、私から以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まさしく議員おっしゃるとおりで、少し業務フローまでたどり着くまでに時間かかりますので、可視化をするということと担当者が替わってもぶれない、やはりそういうマニュアル的な部分、業務フロー的な部分、これは整えていかないとということで我々も切に感じてございますので、そこについては時間をかけながらじっくり対策として練らせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、次に6ページから8ページまで進ませていただきます。

質疑ある方。

○7番（斉藤優香君） 6ページのところなのですけれども、必要な看護補助者の不足により令和6年からの6月からということなのですが、これ今回新しくもらうに当たって動かれていたと思うのですけれども、そこの人数は補充できた、これから包括ケアを取るに当たってここが足りなかったからこの分駄目だったところなのですけれども、そこは補充できたのかというところと、その前、6月前は人数が足りていたから大丈夫だったのか、そしてこのところで、この文書が示されていたけれども、見落とししたというのがちょっと理解ができないというか、その文書をチェック体制が足りなかったのだろうけれども、その内容が分からなかったのか、それとも見落としなのかというところをちょっとお願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まず、今現時点では向上、要するに人員は確保できてございます。まず、ここはです。それで、やはり今議員の疑問に思っているところでございますけれども、診療報酬改定となるとホームページ上に改定、改定という文書がかなりもう本当担当者が何人でチェックしていかなければ駄目なぐらい、Q&Aも含めて、ここが変わった、この解釈が変わったというのが起きてくるのです。やはり担当、今僕たちが言いたいのは、そこの改定になった部分を担当者1人に任せきりになっていたの、そこを見逃してしまっていたという事実でございます。式が変わっていて、当初3名で足りると思っていたものが要するに計算式が途中で変わってございまして、そこの部分が人数割れを起こしてしまっていたという結論でございます。こういう形でよろしいでしょうか。

○7番（斉藤優香君） ということは、その改定前はこの体制で十分間に合っていたのがその改定後足りなくなったということに気がつかなかったということになりますか。そして、それはその改定があったということはやはり調べていかなければならない、何ぼすぐく量が来たとしても。そこが一番肝腎要な診療報酬いただくところなので、そこを1人で担っていたって、先ほどのほかのところでももう現場の人のせいみたいになっているのですけれども、多分現場はそういうことが分からないまま働いていると思うのです。なので、ここを本当にきちっと見る人たちがいなかったというのは誰が、責任ある部署にいる人はいなかったということなのですか。みんなが、担当者というのかな、そこをきちっとチェックする体制がもともとなかったということなのかということなのですけれども。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まず、お答えいたします。

まず、診療報酬を申請する前の時点では人員が足りているということで考えてございました。そして、その時点で改定の文書が来ていたもの、改定というか、文書が改定されていたものを担当者が見逃したのです。ですから、その文書を見逃したまま、足りているという思いで、要するにまず申請を出してしまったということになります、そこは。まず、チェック体制ということで、現場ということは看護部だとか事務以外のところというのは当然そういうことで、要するに診療報酬に関しては全く、よっぽど自分の関係していると

ころ以外は分らないです。ですから、今頻回に関係部署だとか担当者だとかというふうに、勉強会も全員に対してだとかということもやっていくというのは、まずそういう意識がないというよりも足りないのです、現場のほうは。当然事務のほうは、やはりその加算等々の解釈も含めてやっていくプロでなければいけませんので、先ほど高橋議員からおっしゃっていたように、そういう人員を補充していかないと、なかなか今すぐその勉強をして何とかなるというような、要するにすぐ何とかなるというようなレベルではないのです。ですから、そういうプロフェッショナルな人員を補充していくということと、今の人員を教育していきながらスキルを少しでも上げていくというダブルでやっぱりやっていかないといけないということで考えて今対応しているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） よろしければ、次の9ページ、11ページに入ります。

○5番（山田 誠君） 地域包括ケアの病床業務の申請が5月が9月に遅れたと。5か月遅れたわけなのだけれども、これによる収入の減は相当に大きいものがあるだろうと思うのですが、幾らぐらい収入が減る予定ですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

概算数値ではありますが、月おおむね600万程度の減収となると見込んでおります。

○5番（山田 誠君） そうすると、結局はこの期間だけでもう3,000万収入減になるということになれば、その部分何で補填するの。一般会計から繰り出しで補填するの。病院自体で利益を上げるというわけにいかないでしょう。結局は一般会計で繰り出し、繰入れさせるという格好になるのかな。その辺答えづらいかな。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

当然自助努力ということで、ここの部分の補填ということで今動いているのは、実際今健康診断等々がオーバーフローでお断りしている部分がございます。そういった部分も含めて先生たちに協力を仰いで、その今ほかに回っている、潜在している、職員なんかもそうですけれども、ほかにうちでできないかなということではかの病院に回っていますけれども、そういった部分を我々は空きスペースを何とかつくりながら、先生に今健康診断を実施していきながら増収を図って、少しでもやはりその増収ということでやっていくということにやっていっているところでございます。

また、ただ一般財源からでは補填が減るのか、増えるのかということでございますけれども、今現時点ではそれはちょっとお答えできませんけれども、やはりそこは少しでもリカバリーできるような形で今全職員挙げて頑張っているところでございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） これからここに書かされている部分については、当然包括ケアの業務を入れるときにこういうものをやるべきだったのだけれども、これがやらないから今

のような状態になったの。それで、これちょっと聞きづらいのだけれども、昨日の新聞見ますと市立室蘭病院が給与カットしているわけだ。そういうことをやるという、職員が全体で意識を持ったという格好で、頑張らなければならないという意識があれば、病院の職員がみんなでその部分は我々も若干応援させていただきたいという考えあるのか、ないのか、その辺ちょっとお聞きします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

給与カットにつきましては、病院の職員については役場職員と同じ給与体系を取っておりますので、なかなかその部分だけ常時給与カットしていくということは制度上難しいことだというふうに認識をしているところでございます。

赤字の月600万、そして今までの分の減収っていいですか、3億円の損失した部分につきましては、なるべく一般会計からの繰り出しを少なくというか、できれば一般会計からの繰り出しをしないような方向で、今現在地方債の借入れを検討しているところでございます。地方債については、病院の収益を、期間が定められておりますけれども、その間に病院の収益を上げて、その部分と償還の部分と比較して借入れすることができるというような、そういった内容になっておりますので、先ほど統括監から説明ありましたが、一部でありますけれども、健康診断等を実施していった、かなりの収益が上がるという報告も受けてございますので、あと病院全体でしっかりと何ができるかというものを改めて経営会議等を出していただいて、それも全部まとめた段階で、こういったことでこのぐらいの償還財源といいいますか、経営努力による効果が上がるというところもしっかりとお示ししながら、また示していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） 私言ったのは、病院職員、親方日の丸のような感覚でいるというふうなことであれば、これはよくないことだし、やっぱり自分たちの運営、経営している部分については自分たちで頑張らなければならないという意識を持たせるために今話したわけで、何も別にどうこうではない。だけれども、やっぱり安易な考え方を持っている看護師のほう、それから事務のほう、あとリハビリのほうも全部、全てがこの病院の経営に携わっているのだという意識を持って自覚を持った上で運営させていかないと、俺のところは分からない、知らない、あっちがどうのこうのって、そういうふうにはならないということだから私今話したので、やっぱりそういう意識を持って赤字解消に努めるというふうなことでなければ国保病院なんて必要ないのだ。ほかの病院が満床で、国保病院が全然がら空きだという、そんなばかな話ない。普通は逆なのだ。そういうことも踏まえて、せっかく統括監も来て経営に努力しているわけだから、その部分を含めて全職員で頑張っていたきたいなと、そういう意味で話したわけだから、その辺をよろしくお願ひしたい。

○副町長（長瀬賢一君） ありがとうございます。もちろんこの3億円の分の負債の部分、しっかりと病院の職員一丸となって全力で挽回すべく取り組んでいかなければならないというふうに思っております。病院の職員がそういった経営改善に対する意識全員が持つ

てしっかりと取り組んでいかないとというふうに考えてございますので、そのように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 施設基準に関して、重症患者割合、これ3か月8%以上の基準に満たしていない状況で申請ができなかったと。次は、9月をめどに、約3か月後ですかね、これをめどに申請を目指す。例えば8%以上の基準に達していた場合、これ職員配置はきちっともう整備されているのですか。

○国保病院総看護師長（豊岡裕子君） お答えいたします。

職員配置に関しては、充足されている状況です。ただ、夜勤のところに関して今ちょっと特殊な形といいますか、夜勤専従という形を取らせていただいております。ただ、これが何か法に触れるとか、そういう形ではありません。運用の一端としてさせていただいておりますので、そこはご理解いただいて、職員は充足されております。

○3番（高橋邦雄君） では、職員は今きちっと規定に満たされているという解釈で受けました。

今回包括に関しての事例だったのですけれども、病院全体の看護師の職員配置からいうと僕はちょっと足りていないのかなというような部分も多分出てくると思うのです。今総師長がお話したように、夜勤専従、専従は基本的には、大きいところではあると思うのですけれども、基本的に中規模な医療関係の病院でしたら、できれば規定にのっとった専従がないような環境で勤務される方が本来ではあると思うのですけれども、今専従を行っている、これは専従は昔からやっていると思うのですけれども、この包括を取り入れたという設置した運営のところで、専門業務が結構増えたのではないかと認識があるのです、実際の話は。負担もありますし、業務内容にも過度な負担もかなり出てきているという想定もしますので、今後この包括を9月以降に申請して有効的に機能させるにはやっぱり職員数もちょっと考えるべきだと思うのですけれども、その部分どうですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

現在看護師等を含めまして、包括病床を復活させるに当たりましては、不足は生じないと現在は考えております。

以上でございます。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） すみません、夜勤専従等々は、やはり無理のあるやりくりということでございます。ですから、今議員おっしゃっているとおり、そういう変則的な勤務はなるべくしないような形というのが長期で運営していく場合には必要になってまいりますので、少し看護師も補充していきながら、あとリハビリ自体も若干1名ちょっとPTのほう退職してございますので、やはり多職種、PTだけでなくOT、STも含めまして補充していきながら、より質の高いリハビリを実施していきながら在宅復帰ということで図ってまいればなということで考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、全体通してでも結構です。何かありますか。ありませんね。

○1 番（伊藤 昇君） そしたら、全体通してというか、ここに出てきていないですけども、本人の見解とかいろいろ出て、看護師さんとかあるのですけれども、事務長なり統括監の本人の見解、どうしてこういうふうになったのかというのがまずないのがちょっと変かなと思うのですけれども、というのはなぜかという、例えばよその課で条例改正あります。そしたら、担当課長がそこを全部熟知して条例の改正をして説明ができる、そういうのが普通だと私は思うのです。それが自分たちがやらないで、担当者がそこを勘違いしていたとか見解不足だったとか、そういう話ばかりなの、これを出ているのが。そしたら、管理職たるものは何なのだろうと。そういう国から来たものをしっかり確認をしながら、出てきたものをやっていることをチェックする、そういうことがやっぱり管理職たるものでないかなと私は思うのです。それでなおかつ、その担当した人ばかりの本人の見解だとかどうだこうだってそればかり出てきているのだけれども、自分たちのことは全く出てきていない。これはどういうことなのだろう。そこをちょっとお聞かせいただければ。

それと、もう一点、これ報酬の返還についてというのだ、皆さんの作ったものが。この内容というのはどこにあるのですか。これをどうしていくって体制のことはいっぱいある。返還についてというタイトルなのでしょう、今持ってきたのは。これは何なのだろう。そのこの2点だけお願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まず、1 点、事務長と私の見解がないということで今議員のほうからご指摘ございましたけれども、役場の職場とかなり違うところが、私どちらも勤務していましたので、分かりますけれども、かなり病院というのは専門職の集まりでございます。やはり医療というのは、医師の指示の下行われてございます。そして、事務というのはでは何をするのかという、やはり医事は加算関係ですとか、そういう医療行為に対して診療報酬を請求する役割、あと庶務というのはその勤務状況ですとか労働基準に関する部分を管理するという形をやる多職種の集団でございます。ですから、正直申し上げて、管理職と事務長と私ということで今お話しされていましたが、そこ残念ながら全部を網羅して管理することはなかなかちょっと難しい職種でございます。議員おっしゃっている部分は、全部理解できれば本当理想でございますけれども、残念ながらやはりそこにはなかなか至れないというのがこういう、要するに専門職の集まりの部分でございます。ですから、我々の見解というよりも実際現場にいる人間のお話を聞かなければ、我々はその部分はちょっと把握できない部分もございますので、そのためにそれぞれの実際担当を行っていた状況というものをヒアリングした上で記載させていただきます。議員おっしゃっている部分につきましては、今現時点ではそこに至っていないというのが現状でございますので、我々ももっともっと勉強しながら、そういった部分に近

づいていく努力はしていきたいと思っておりますけれども、現実的にはなかなかそこは事務方がそこを全部網羅できるかというところとちょっと厳しい部分はあるというのも事実でございます。それがまず1点。

あと、診療報酬の返還というほうの部分でございますけれども、すみません、今内容についてそこを追っていきながら、要するに経過も含めてお話ししている部分でございますので、ちょっとその返還という部分についてはミスマッチなのではないかということについては否めない部分がございますので、やはりもう少し実情に合ったような形の部分に次回に変更して考えていきたいというふうに考えてございます。すみません。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 2問目はまあ、いいとして、1問目、そしたらこれまた起きますよね、今の統括監の話では。誰もチェックしないのよね。そこまで全部分かる人いないからこういうふうになった、今回。それをチェックできる機能がない。だけれども、国から来ている書類的なものは誰でも目を通せるのよね、管理職。まして事務長なんかは、統括監でも全部網羅しているわけだから、見れるわけだ。いろんな経験されて、素晴らしい方だから来たのでしょう。それでなおかつ、チェックできない。看護師さんにチェック漏れがあった、それから何々士がチェックできなかった、それもまた上のチェックをしなかったら同じことでしょう。また起きますよ、これ。だから、そういうので、皆さん2人いるわけだよね、病院を預かっている、発令を受けてやっているわけだから。私は事務長だから事務のほうしかないのではなくて、いろんな会議に入っているのでしょう、これ。そういう部分からしても、そういう書類が来たらチェックする。それから、これ大丈夫です、ねというチェックはできるでしょう、言葉でも。このようになっていますか。そういう体制をつくらなかったらまた同じだ。私はそう思いますけれども、全然チェック体制ができていないということでしょう、俺たちはできないのだというだけの話だから。そうではなくて、病院総体でやはりチェックする体制をつくるためにも自分たちのコメントも必要だと思います。

○町長（岡嶋康輔君） すみません、ご質問に対する答弁でちょっと食い違っている部分が今聞かせていただいてあるなと思って、私は補足で説明させていただきます。

まさに今統括監と事務長の要は役割というか、そういうことだと思います。細かい部分を突き詰めていくと、専門的な知識に対して判断をするというのは難しいというのは確かにそのとおり。しかしながら、副議長おっしゃるとおりに、では誰がこの仕組みを管理するのか、それを必要な制度として実装させていく、それを管理する仕事はまさに管理職の仕事であると思っています。今回説明の中に、例えば職員に対する説明会をもっともっとやりますとか、指導を強化します、トリプルチェックという文言に対してもご質問もいただきました。要はそういった点での対策に対して、業務からの逸脱を防ぐ構造が弱かったというふうに判断しています。まさにその本来あるべき業務から逸脱する、そういった構造を強化するのが当然管理職であり、人員配置をしている我々なのかなって思います。で

すから、当然コメントとしてはそういった全体を網羅する仕組み、構造が今はどういうふうに適しているのか、適していないのか、業務を進める上での構造改革というか、構造をチェックするというのがまさに統括監であり、事務長の仕事であるのかなと思います。そういった面で、基本的には人員が不足していて、知識もなかなか難しいというところが今現状として現場からも上がってきておりますので、そういった面では担任するその担当者、管理職、トリプルチェックとしての第3の観点からのそういった仕組みというものもこれは新たな仕組みとして検討していかなければならないと考えております。そういった面も含めて、改めてもう一度ちょっと統括監のほうから話させていただきますので。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今町長おっしゃっていただきましたけれども、やはり我々のほうの構造をとという部分のつくっていく役割は管理職であるということはもう間違いございません。ですから、その部分をコメントという形ではなくてここの説明に集約したつもりでございますけれども、それに対して我々のコメントが必要だということにつきましては、また別途それについて事務長、私、それぞれ管理職あとおりますので、コメントさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今伊藤議員から話があったのに関連する部分もあるのですが、この問題が起きて最初のときの説明の中で、説明の資料を見るとどう見たって事務方の問題でしょうって私は認識した。だけれども、説明の中で現場サイドの問題だって言ったわけです。その時点からすごく違和感を持っているわけ、説明の仕方が。私にあの図面を、図というか、説明資料見ると、今回もそうなのだけれども、全て事務方でしょう、問題は。いろんな変更時点というのでは、各担当者に、現場サイドに行くわけがないでしょう。事務方通すわけでしょう、全部。それなのに事務方が責任がないような言い方して、現場サイドの問題だというような話をするのではすごく違うだろうとそのときから思っているわけですよ、私は。だから、今の話聞いているとまだ、今回の説明を見て大分その認識が変わってきたのかなと思ったの。医事係の問題、3人体制にするとか、そういうのをチェックするとかという話で書いていながら、同じことを今の伊藤議員に対してまた戻った説明をしてしまっているわけと私は思って聞いているわけ。その辺どういう認識なのだろうか。違う、現場サイド専門だから、全然分らないのだみたいな話を言うけれども、そんなことはないでしょう。事務方でしょうってやっぱり私思うわけだよ、今回の説明を。だから、医事係でダブルチェックとかって、トリプルチェックするような形で進めていくというのが当たり前の話で、今の説明聞いたらまた逆戻りしていると思っているのだけれども、その辺どう思っているのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） すみません、では誤解があったので、今の伊藤議員にお話しした部分につきましては事務長と私の部分の説明でございます。ですから、事務は全然関係ないのだという話ではなくて、やはりその根幹をまとめるのは医事係で

ございますので、そこの先ほど高橋議員からもおっしゃられたように専門職も含めて置きながら、今の職員もスキルアップを図っていきながら、そして資格も取るように啓蒙しながらということで、そこは根幹としてやはりやっていかなければいけないというのは、それは何にも狂っていることではないです。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の説明は全然分からないのだけれども、要するに今の体制を変えたというのは理解するのだけれども、現場サイドの責任をすごい言い方するというのは、私に言わせるとすごく違和感なのです、今回の流れから続く問題というのは。全て最初は事務方でしょうって私は認識持っているのだけれども、説明のあの資料を見ても、同じこと言うけれども、そうとしか読み取れないのです。この資料見たって同じです。だから、医事係できちっとチェックしていくというふうに言っているわけでしょう。だけれども、現場サイドの問題だというふうに答えまた出てくるから、ちょっと待てよと思うわけです。だから、このままでいったら、いつまでたっても同じことを繰り返しているだけで、伊藤議員が言ったようにまた起きるでしょうというのは同じですよ、私も見方は。全然理解できない。

（「ちょっと休憩いいですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総体通しての質問を受けたのですが、なかなか結論が見えてこないというものがありますので、また次回同様の全員協議会を開催したいと思いますので、そのときまでにきっちりと執行部とも意見調整しながら、しっかりとした資料、説明求めますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で施設基準等に係る診療報酬の返還についてを終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時58分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど河野淳議員よりシャリテさわらの件で質問があったのですが、資料等を持ち合わせていなかったということで、改めてここで説明をさせていただきます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほど河野淳議員からご質問のあった社会福祉法人の第1種の社会福祉事業を行っている法人ですけれども、町内にあるかどうかというご質問ですが、さわら福祉会のほかに社会福祉法人青雲の森がごございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですか。関連質問なかったですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、これで終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

住民生活課関係の議題に入ります。

森町葬苑改修工事についてを議題とします。

渡邊補佐、説明願います。

○住民生活課長補佐（渡邊裕美君） それでは、森町葬苑改修工事についてご説明いたします。

資料を基に主な内容について説明させていただきます。説明資料の1ページをお開き願います。このページでは、建物の概要を記載しております。建物概要でございますが、工事場所は霞台30番地2で、敷地面積は4,596.23平方メートル、構造につきましては鉄筋コンクリート、一部2階建て約260平方メートルの増築を行い、延べ床面積は合計493.12平方メートルでございます。

2ページ目をお開きください。このページは、敷地、配置計画図になります。建物入り口のキャノピーは、大型バスでも入れるように設計し、スロープを設けて段差をなくするなどバリアフリーに配慮しています。また、駐車場については前庭をなくして全て駐車場にする予定です。

3ページ目をお開き願います。こちらは、施設の1階と2階の平面図となっております。玄関を入れて左手は、待合ホールとなっております。中央に移動式の仕切り板がありますので、使用人数によって柔軟に対応できます。畳の部屋については、使用頻度を考慮して従来より縮小しております。また、玄関から真っすぐ入った奥には、湯沸かし室、職員用更衣室、物品庫、トイレがあります。トイレについては、従来よりも大きくし、多機能トイレも新設しています。最後に、玄関から右手には告別兼収骨室があり、その奥には火葬する炉室があります。なお、火葬炉設備の大型化により、この部分が2階建てになります。また、火葬炉施設は従来より高性能な燃焼装置や冷却装置など環境配慮や火災防止策が取られた構造となっております。

4 ページ目をお開き願います。こちらは、イメージパースとなっております。上のパースは、駐車場から見た建物のパースを、右下は待合ホールのパース、左下は告別兼収骨室のパースを添付しておりますので、ご確認ください。

5 ページ目をお開き願います。森町葬苑改修事業に伴う年度別の事業費についてご説明します。本改修工事は、令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業で行いますので、2か年分の委託料及び工事請負費について継続費により事業を行うものであります。年度別の事業費につきましては、令和7年度は6億6,819万円、令和8年度は9,866万円、合計7億6,685万円を総事業費として見込んでおります。財源内訳につきましては、合併特例債6億3,430万円、過疎対策事業債9,800万円、一般財源として3,455万円となっております。主な事業内容といたしましては、令和7年度は火葬炉設備工事、建物外部工事に着手し、令和8年度は建物内装工事、駐車場等の外構工事が主なものとなっております。試運転、調整を経て、令和8年10月頃、供用開始を予定しております。

以上、森町葬苑改修工事について説明とさせていただきますが、今回計上させていただいた事業費については直近における情報を基に積算しております。しかし、依然として物価や資材、人件費、燃料等の高騰が落ち着きを見せない中、今後におきましても様々な外的要因により本事業の遂行に影響を受ける可能性も想定されるところであります。住民生活課といたしましては、令和8年10月の供用開始に向けてスムーズに当事業ができるよう引き続き取り組んでまいります。

以上で森町葬苑改修工事の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ありますか。

○3番（高橋邦雄君） すみません、1点だけです。今イメージパースの中では、外のスロープにきちっと手すりは設置されているのですけれども、これ平面図の中には、今後室内も手すりを設置されるのかどうか、やはりここに来る方高齢の方も多いので、そこ必要となってくるケースもあると思うのです。パースの中では、そういう設置がないのですけれども、今後設置するというような考えはあるのか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

今議員おっしゃる外側に出入口のポーチ、ポーチのところには確かに手すりがございます。ただ、今現在室内の中には手すりの設置は考えておりませんでした。今実施設計の最中なのですから、ちょっと必要性をもう一度検討して、必要なところには設置するようなことを考えていきます。

○7番（斉藤優香君） この工事というのは、改修工事ということで今まであった部分も使うということなのですね。どこまで使って、どこまでが除去して、新しく建て直すのかということなのですから、7億円かかるということはほとんどが新築状態になるのかなと思うのです。先ほども最近の積算ということで、ちょっと私が見た範囲では葬祭を造るのには1平米当たり63万円ぐらいというふうな何か資料が見えたのですけれども、ここで森町のを測るとすると1平米当たり150万ぐらいになるので、新築でこれぐらい

なので、改修で何かかかり過ぎなのではないかななんて思ったのですが、資材の高騰とかもあるので、ただやっぱり改修なので、その辺りをちょっと説明していただければと思います。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、改修と増築の範囲なのですが、説明資料のパスがございます。パスの、全体見たパスなのですが、1階のグレーの部分、そこは既設の建物を利用して改築をします。裏の白い建物、そこは基本的に増築、新築になります。

あと、2点目のコストの件なのですが、確かに議員おっしゃるとおり、単価で見ると高上がりですが、そのコストがかさむ要因なのですが、火葬炉という特殊性ですね、まず。中には一般の建物にない火葬炉設備だとか、あとは自家発電、受変電設備、浄化槽、また今回いもありますので、一般的な建物よりは単価で見るとやはり高上がりになります。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） そうなのかなと思いながら、もうちょっとお高く上がっているのかなと思うのです。せっかく新しい建物を建てることになると思うのですが、再生エネルギーとかの導入とかは考えなかったということでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

本件施設も、今年の4月から省エネ法が改正されております。ですので、省エネ性に資する建物ということで設計はかけております。あと、設計の中で再生エネルギーの利用の件も考えておりました。基本的には敷地内に太陽光入れたり、ちょっと検討はしておりました。ただ、費用対効果の関係でやめたという経緯もございます。検討はしておりました。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、この再生エネルギーというところではもう考えないということで、よくほかの市町村とかで駐車場の屋根の上に太陽光パネルを載せたりとかということもあるので、もし考えるあればありましたら、町の話題にもなりますから、もう一度ちょっと考えていただきたいなと思いましたので。質問ではないです。よろしく。すみません。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、再生可能エネルギーの関係なのですが、太陽光でまず検討しておりました。ただ、火葬炉の中での電気の使用量、それが低いのです、実は。ですので、太陽光設備をつけたときの費用対効果が悪いということで、ちょっと太陽光のほうは検討してなくするような形を取りました。

○12番（東 隆一君） ちょっとお尋ねします。

4ページの外観パスということで、出ているのですが、今回火災になったときに屋根のほう、屋根というか、火葬の煙突のほうから出火したということで、その内部構造とかなんとかというのは私は全然分からなかったのですが、今回これ今こうい

うふうに書いていますけれども、中の構造はそれを踏まえてどういうふうになっているのか。もう二度と火災だとか、そういうのがないような構造になっているのか、ただこれ実際にそこ原因でなっているわけですから、そこのところどうなのか。中の見たところで、私はそれ説明受けたところでどうなのかということになりますけれども、そこのところどういう中の構造になっているのか、ちょっとお知らせいただければ。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、建物について、防火性については法の基準に基づいて防火性を取っております。また、今回の火葬炉なのですけれども、非常に環境型で各種法規制を網羅した環境基準の高い火葬炉になります。そんな中で例えば建築基準法、環境基準の中で、その規定の中には火の粉が出ない、排ガス温度が260度以下でなければならないとか、有害物質が出ないなど、そういった規定がございます。当然その辺の現行規定は守っている建物であり、火葬炉でありますので、火災の心配はないと考えております。

○12番（東 隆一君） 前もそういう基準の中で建てられていた建物だと思うのです。多分それ建築基準法にのっとって建てられた部分がああいう状態になったわけです。ですから、今説明受けるのは確かにその基準にのっとった建物だって言われればそうなのだという部分しかないのですけれども、そこの部分何か一切、要はこの建物自体の上の部分ただ大きくなっただけで、大きくなったからそれ絶対火災が起きないとかなんとかという、基準法にのっているからそうなのでしょうけれども、何かもっと中のほうをちょっと平面図の中にでもいいですから、出してもらったほうがいいのかななんて思うのですけれども、いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、ちょっと図面の中でその辺が分かりにくいのがございます。ただ、火葬炉という設備一体で、そこで環境もそうですし、防火の件もそうですし、当然その辺の安全性という製品でございますというのがまず1つです。

あと、もう一つ、既存の火災の関係なのですけれども、原因は確かに定かではないのですけれども、建設当時の着手年を考えると、今言った規定が改正されている面もありますので、網羅されていない点もあったのは事実だったと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） 1点だけ。8年の8月完成という、10月開始ということなのだけれども、これまだ早くできないの。というのは、砂原にある火葬場が非常に頻度が多くな

ってきていつ障害、支障が出てくるか分からないというような、こういう葬儀屋さんの話もあるので、できるだけ早く完成させて早くこちらのほうを使えるようにしないと、期間中砂原のほうへ、損傷した場合に鹿部か七飯か八雲へ行かなければならない。それは大変な話になるので、その辺を含めてできるだけ早めに完成させて、早く使用するようにしたほうが私はいいのではないかと思うのだけれども、どうですか。いかがですか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、1か月でも2か月でも早期に竣工することに努めるようにいたします。今々の着手の予定なのですけれども、これから6月の議会で予算を取り、それから入札、契約、また議決も必要ですので、着手時期は恐らくこれがぎりぎりでございます。ただ、竣工時期を一月でも、なるべく早めるように進めたいとは思っております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 5ページの予算の関係なのですけれども、継続費ということで先ほどお話あったのですが、8年度の過疎の対策事業債、これ許可をどういうふうにして得ているのかちょっとあれなのですけれども、過疎の対策事業の変更、その計画というのが出てくるものなのですか。これ国からの許可取っていなくて継続費で過疎債という部分で出せるのだろうか。そこだけちょっと教えてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 0時17分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○住民生活課長（阿部泰之君） まず、遅れたこと大変申し訳ない。あと、今の質問なのですけれども、過疎の関係ですけれども、当然議員おっしゃるとおり過疎計画にのっていないと過疎債使えませんので、その辺確認して、もしのっていなかったら過疎計画にのせるように対応したいと思います。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） それと併せまして、もしのっていて、変更していて額が多くなる、それでも変更になるわけですから、そこも確認して、これに出てきていないので、基本的には今言ったとおり事業計画にのっていなかったら過疎債借りることはできませんから、そこを後で何かの機会でも教えてもらえればと思います。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

必ず確認して対応していきたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最初これ見て、7億5,000万、えって思ったのだけれども、この建物今改修工事をして何年もつというふうに考えているのだろうか。

そして、これの平面図見ると駐車スペース36台見て、40台近いですね。これだけのスペース、台数が必要あるのだろうか。実際問題として最近の火葬に行く人の人数見ると、これだけの車が集まるってまず考えられない。さらに、これから人口減っていく中で、家族構成とか親族関係にしても少なくなっているのです。そしてだから、何年、10年、20年たったらこれだけのものというの必要なくなるのとほとんどバスで利用して行っているのが実情なわけです。とすれば、自家用車で行く人というのはせいぜい多くても10台かそんなものではないのという気はするのだけれども、その辺も含めてどうなのでしょう。前も言っているけれども、この話は。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

駐車場の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり今大分少なくなっているというのは事実だと思います。ただ、この町の特殊性なのか、浜側だとか、そっちのほうに行くとか親族だけでなく隣近所の方とか相当来ます。となったときに、実際今の駐車場に止められないでという場合も多々見受けられます。そういったことも加味して、狭いよりはやっぱり大きいほうが苦情等もないのかなと。大きくて、広過ぎるというので苦情は来ないと思うのですけれども、狭いとどうしても、うちのほうとしても狭ければどうすることもできませんので、ちょっとその辺も加味して今回駐車場のほう広く考えております。

以上です。

（「耐用年数」の声あり）

○住民生活課長（阿部泰之君） すみません。耐用年数ですけれども、当然これだけしっかり直しますので、建物自体鉄筋なものですから、30年、40年は使う見込みで考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） とすれば、最初に言った7億5,000万、えっと思ったのは、これだけかかるのならできるだけお金をかけない状態でやるべきだと思うのです。とすれば、駐車場を造るのにどの程度かかるのかは分からないけれども、できるだけその辺は安上がり的に考えないと、そして20年、30年後、どんどん人口減っていく中で、再度言いますけれども、駐車場のスペースが本当必要、不要だと私は思うのです。だから、その辺は減らして考えるべきだと私は思うのだけれども、再度その辺いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時21分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

外構工事というか、駐車スペースの工事なのですけれども、全体工事の大体5%くらい、

3,000万ちょっとくらいの費用となります。こういった機会でもない、こういったことをやるというのはまずまず不可能に近いのかなと。駐車場が狭いから何とかしてくれって言われても、後からやるとなるとなかなか難しいことがあると思うので、この機会に駐車スペースのほうを考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） その辺の考えの違いはあるのだろうけれども、どう考えても、だから人口、20年、30年後6,000人に減るのです。さらに、幾らいろいろ特殊な事情があるにしても年間それだけの駐車スペース使うような火葬に行くというのは何回ありますか。そんな云々に対する苦情なんて考えられないと思うのですよね、何度も言うけれども。その認識の違いというのはあるのかもしれないけれども、その辺再度考え直すつもりはないのですね。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今の森町ではなくて全国的にだと思えるのですけれども、人口形態を見ると今多分一番多いのが団塊の世代になってくるのかなと。それを過ぎると大分もう人口も減ってきますので、火葬の件数も当然減ってくると思うのです。ただ、あとこの10年、15年はまだまだ火葬のペースは現状維持もしくは多くなる可能性もあります。そういった中で、やっぱりまだ多い中でそういったなるべく苦情の出ないような駐車場にしたいなと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） あと、ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町葬苑改修工事についてを終わります。

説明員交代のため、暫時休憩します。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 0時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5、その他に入ります。

濱野総務課長より資料説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、私のほうから職員の懲戒処分についてご報告いたします。

表紙をめくり、資料1ページを御覧ください。懲戒対象職員は、住民生活課住民年金係主事、佐々木涼です。

次に、懲戒処分の内容については、免職、処分日は令和7年5月19日であります。

懲戒処分に至る経緯については、資料に記載のとおりであります。当該元職員につい

ては、今年3月に函館市内の宿泊施設に正当な理由なく侵入したとして、建造物侵入の容疑で令和7年4月9日に逮捕されました。町がその事実を確認したのは、翌日の4月10日です。町としても事実関係を把握しようと当該元職員が勾留されている函館西警察署へ出向きましたが、事件の内容に関する一切お答えできないとのことでした。5月1日になり、4月9日の逮捕案件については処分保留で釈放されたが、同日付で函館市内の別のホテルに侵入した容疑で再度逮捕されたことを確認いたしました。5月2日午後6時過ぎに当該元職員本人より4月30日の逮捕案件について、裁判所より勾留の必要がないとのことと同日付で釈放されるとの連絡がありました。

5月8日には、当該元職員を来庁させ、町による事情聴取を行いました。供述内容の要旨については、資料記載のとおりですが、令和7年1月頃から函館市大森町にあるホテルに盗聴目的で侵入を繰り返し、3月7日に侵入した際防犯カメラに犯行の現場が捉えられていたことから、4月9日に建造物侵入の疑いで逮捕された。七、八回ほどホテルに侵入して盗聴器による盗聴を行っていた。そのうち2月7日を初犯として、2月14日、2月21日及び2月27日の合計4回にわたり客室に侵入し、宿泊客の財布から合計で20万円程度の現金を盗む窃盗も行ったというものでありました。

本人からの供述が得られたため、5月9日には懲戒処分案を免職と決定し、森町懲戒審査委員会へ諮問を行いました。5月14日、懲戒審査委員会が開催され、出席委員全員が免職相当と採決し、その結果を町に対し報告いたしました。そして、5月19日に免職の懲戒処分を行ったものであります。なお、4月30日に逮捕された案件については、釈放されましたが、現在も捜査は継続中であり、しかしながら、町としては4月9日に逮捕された案件のみでも免職に相当する非違行為であるとの判断から、今回懲戒処分を行ったものであります。

最後となりますが、今回の不祥事により町民の皆様、議会議員の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしてしまったことについて、改めて深くおわび申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） ただいま説明がございました。

報告ということですから、改めてないと思いますけれども、一応聞いておきます。これだけは言っておきたいとか何かあれば。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。ご苦労さまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、その他に入ります。

皆様から何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 事務局からは。

○議会事務局長（関 孝憲君） 事務局から１点です。花いっぱい運動についてでございます。今年につきましては、５月２９日木曜日の午前中に花の運搬が行われるということになっております。議員会の花植えについてなのですが、３０日金曜日の９時より花植えということで議員会のほうと調整させていただきました。人数把握のため、後ほどラインワークスで出欠のアンケートを取りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、除草と畑起こしまでについては山田議員のほうでやってくださいましたので、当日は花植えに専念できようかと思ひますので、よろしくお願ひします。

私のほうからは以上です。

○議長（木村俊広君） 山田議員には大変お世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、都合のつく方はできる限り出席されるようお願ひいたします。

ほかになれば終わりますけれども、よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 ０時３１分